

午後 1 時開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付しました審査区分表に従いまして、審査を進めてまいりたいと思います。

質疑の方法は一問一答方式を基本としまして、採決は各区分の質疑が終了した後に、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行ってまいります。

まず、執行部の皆様をお願い申し上げますが、答弁に当たりましては、挙手するとともに、委員長と発言をしまして、委員長からの発言の許可を得た後に所属名、名前を述べていただいて、簡明な答弁に努められるようお願いをいたします。また、答弁漏れのないように御注意のほどよろしくお願いいたします。

なお、反問権を付与しておりますので、反問、反対質問がある場合は反問しますと申し出ていただいて結構ですので、遠慮なく申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際はその旨の発言をお願いいたします。

また、携帯端末など委員会への持ち込みというのは許可が必要になっておりますので、御留意いただきたいと思います。また、電話とか音の鳴る機器は鳴らないようにマナーモード並びに切っていただくよう、よろしく御協力のほどお願いいたします。

○委員長 それでは、議案の審査に入ります。

議案第1区分、議案第7号、柏市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、議案第8号、柏市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、柏市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、議案第10号、柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第11号、柏市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。どうぞ。

○上橋 じゃ、短く先にさせていただきます。1つは、いじめ問題対策連絡協議会なんですけど、このいじめ問題に関するいろんな組織ができています。それから、アドバイザーやサポーターでいじめ等生徒指導問題対策連絡協議会、これ予算のほうに出ていましたね。それから、第三者委員会設立のお考えもあるようで、このいじめ問題に関するいろいろな組織ができていますし、できつつあります。ちょっとこの辺の関係を御説明していただきたいと思います。

○指導課長 まず、いじめ問題に対応するために、1つはいじめ防止対策推進法の第14条の第1項の規定によって、条例によって、これはいじめ問題対策連絡協議会をまず立ち上げるということでございます。ここでは主にいじめ問題に対する予防

策と柏市のいじめの状況を説明しながら、それに応じて対応策がどうであるかということを検討していただく、あるいは御意見をいただくというふうに考えております。

それから、生徒指導アドバイザー、それから、スクールサポーター、人員の配置につきましては、これは直接学校を支援していくための人員配置というふうに考えておきまして、例えば学校でいじめの事案によっては非常に難しい案件もございます。そういう案件について、生徒指導アドバイザーが学校のほうへ出向いて相談に応じるということで、こちらの人員の補強につきましては、直接学校を支援する体制を整えるということで考えております。

それから、第三者委員会につきましては、これは重大事案が発生した場合の対応ということで、いじめ事案が発生したときに、学校あるいは教育委員会が調査したものに対して、市長のほうでもう一回調査せよという場合には第三者委員会を立ち上げ、そこで調査をするというような形になっております。以上でございます。

○上橋 そこで、内容を伺いましたが、今この議案で上がっております柏市いじめ対策連絡協議会というのは長期的な観点でのいじめ防止を立案をしていくという行為機関ですね。それで、重大な案件が起こった場合に、例えばお医者さんなんかがいるから、これは傷を診たりして、これはいじめの可能性が高い、そういう判断する機関なのかなと思ってしまったんですけど、そういうものではないということですね。

○指導課長 直接的、1件1件の事案につきまして検討するということではございません。

○上橋 それで、さっき申し上げましたいじめ等生徒指導問題対策協議会、これも現場に、つまり学校の対応力を高めるためにやるものであると、そういうアドバイザーやサポーターの人たちの連絡協議会ということですね。

○指導課長 学校の対応を高めるためには今お話ししたように、生徒指導アドバイザーあるいはスクールサポーター、それからあとスクールカウンセラー等を含めた対応チームというんですか、問題対応チームを学校のほうへ派遣をして、そこで相談をしていくということになると思います。

○上橋 いじめがどうもあるぞというときには対応を急いでする必要があると思うんですね。ところが、私はこのいじめ対策連絡協議会というのを見たときに、これで機動的に対応できるんだらうかと思ってしまったんで、この質問を取り上げたんですけど、それはこういう機能を持たないということ、むしろ緊急性のあるものについては、いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会だとか、あるいはその中でも重大な事案が起こったという場合は今後これを第三者委員会が前面出てきてやるということですか。それとも第三者委員会というのは大体いろんな新聞報道なんかで聞くと、自殺が発生してしまった場合のいじめと認定するかどうかとか、これ対外的な発表をどうするかということで出ているケースが多いように思うんですが、この第三者委員会というのは予防面では余り機能しないものになるような気がするんですが、

どうなのでしょう、その辺。つまり私が言いたいのはどうもいじめの疑いが濃厚であるということが出てきた場合に機動的に対応して、これを暴圧する組織というのがあるかどうかということなんです。その点をどの機関でどう対応されるお考えでしょうか。

○指導課長 いじめの案件が起こった場合、あるいはその可能性があるという場合は学校のほうで第一義的には対応すると思えますけども、学校のほうで対応できない場合には生徒指導アドバイザー、それからスクールカウンセラー、スクールサポーター、機動的に動けるように学校のほうへ出向いて、対応を協議するということになると思えます。

○上橋 そういう機動的ないじめ対策というのはこの機関ですね、問題対策連絡協議会ですね。はい、わかりました。

次に、青少年問題協議会条例を廃止する条例ですが、これ平成11年の青少年問題審議会廃止に係る法律が平成11年に成立をして、この間ずっと休止しておられたわけですね。廃止をせずにこられた。そして、平成25年6月に地域主権改革第三次一括法でもって、この地方青少年問題協議会が改正され、青少年問題協議会が廃止になったというんで、この間、平成11年から25年、この青少年問題協議会を廃止しないで、休会としてこられた理由をお尋ねします。

○次長兼生涯学習課長 この14年間、1度は12年に休止をして、国のほうの青少年問題協議会が廃止になるまでに結論を出すというふうな当時の文書が残っておりますが、その後全く手をつけていなかったというのが実情でございます。ただ、この間いろいろな形の青少年問題に関する事案が起こりまして、各部門でいろんな形で実効性ある計画を策定したりなんかしておりますので、実際にその声が上がらなかったもので、そのままになってしまったというのが実態でございます。以上でございます。

○上橋 先ほどとまた同じように質問するんですけども、その青少年問題についての組織もいろいろありますね。補導センター運営協議会だとか、これ市がやっている分だけ、任意団体でも青少年健全育成推進協議会、こういう青少年健全育成に関するいろんな組織も大体どういう役割で対応してきておられますか、この問題について。

○次長兼生涯学習課長 例えばこの青少年問題協議会の、いわゆるつかさどる事務として法で定められているのが青少年の指導と育成、保護、矯正というふうになっております。指導、育成については、社会教育委員会が青少年団体ですとか指導者に対して、助言、指導ができるというふうなものも持っていますし、青少年健全育成推進協議会の場では実際にその青少年問題、いわゆるこの間みたいな青少年の安全に関する通り魔事件とか、そういうものが起こった場合にはパトロールをしたりという実際の活動も実際にしているというふうな状況で、まず指導、育成についてはそのような具体例、または検討している機関があるというふうな形でございます。また、保護、矯正につきましては、少年補導センター運営協議会で実際の街頭指導

やら、相談業務やら、情報交換をしていると、またもう一つ、保護、矯正に関しての学校警察連絡協議会につきましては、小中学校の生徒上の指導を行ったり、やはり非行防止の啓発活動を行ったりというふうな形でいろんな問題を議論するだけじゃなく、実際の行動を起こしているというふうな実例がございます。以上でございます。

○上橋 そうしますと、全般的なその青少年問題を審議あるいは企画していく組織としては社会教育委員会だけになっちゃうのかな。

○次長兼生涯学習課長 例えば今繰り返しになりますが、保護、矯正については、少年補導センター運営協議会ですとか、そういうのもございます

○上橋 わかりました。それから、市立柏高校授業料徴収の条例なんですけど、これ民主党政権時代の高校授業料無料化を廃止していく流れの一つだと思いますけども、それでまだまだ所得が高い、かなり高いところの世帯以下は払わなくていいということになっているんですけども、それでその認定基準以下の所得世帯についての就学支援金というのは親に直接渡すんですか。両親に渡すのか、どういう格好になりますか。

○学校教育課長 給付金につきましては、国のほうから県を通しまして、市のほうに入ることになります。保護者のほうには直接は渡りません。

○上橋 市のほうに入って、市のほうから高校に支払われるということですね。

○学校教育課長 はい。

○上橋 だから、無償化が続くというのと同じ状態になるということですね。以上です。

○本池 何点か伺います。まず、7号なんですけれども、今回第三者委員会を立ち上げること、私も議会で発言をしまして、それを含めて、今回こういう新しい形で立ち上がるんだと思うんですが、一応これ15人以内をもって組織しということを書いてあるんですけれども、一応ここ10人というんでしょうか、関係者の形、これをアからコまで書いてありますけれども、それぞれ1人ということですか、それとも複数いろいろと15人以内だったら、複数できるわけだと思うんですが、その辺はどうなっているんでしょう。

○指導課長 学校の関係者につきましては、生徒指導担当の5名、これは小学校、中学校から1名ずつということで2名を予定しております。それから、教育長、その他教育委員会の関係者ということで、指導課のほうから生徒指導担当、それから補導センターからも補導センターの指導主事、それから研究所から長欠と研修担当、それぞれ1名で、4名、それから事務局ということで生徒指導アドバイザー、それからスクールサポーターの参加も考えております。それから、児童相談所、地方法務局の関係者、千葉県警察の関係者、人権擁護委員、それから医師、弁護士、教育に関する学識経験のある者につきましては、それぞれ部署の推薦を得まして、1名担当者を出していただくというような考えでございます。以上でございます。

○本池 そうしましたら、このその他教育委員会が必要と認める者って書いてある

んですが、教育委員会ということになると、イの教育長、その他教育委員会の関係者というのとダブらないんでしょうか。それで、最後にこれは(2)のところで、協議会は必要に応じて教育長が招集し、その議長となるということはイのところの教育長を必ず入るということで理解するんでしょうか。今イのほうについては、指導課とかいろいろ4名の方が入るということなんですが、ダブるかどうかということと教育長が必ず入るということで理解していいんでしょうか。

○指導課長 教育長のほうは、議長ということですので、必ず入るということになります。それから、その他の教育委員会が必要と認める者につきましては、教育委員会関係がほかの部署で必要な部署がもしあるとすれば、その部署のほうから出ていたこともございますし、それ以外の方ということも考えられるのではないかというふうに思います。以上です。

○本池 先ほどイのところで、P T Aもいましたよね、たしかP T Aの方が1人入るということ。それは、私、ぜひ入れていただきたいと思うんですが、そこをちょっと確認します、先に。

○指導課長 今P T Aの方につきましては、委員会のほうで検討して、中のほうに委員として入れるかどうかについては検討していきたいと思います。

○本池 そういうことだと、じゃこの中にはもうきちっとしてうたわないということですね。コのほうの中で特に認める者という中にP T Aが今含まれていて、それはまだ検討中ということでしょうか。私は、ぜひP T Aの方も代表という、いろんな形で長になったり、副になったりという形の人選になると思うんですけども、ある程度そういう認識をお持ちの方をお願いをしたいと思うんですけども、それは検討中じゃなくて、ぜひ入れていただきたいということではどうでしょう。

○指導課長 この会の趣旨がいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携をさらに強めていくということが趣旨でございますので、関係機関との意見交換等を入れながら、連携を深めることになると思うんですが、P T Aの代表についても検討はしていきたいというふうに思います。

○本池 なかなかはっきりしたお答えじゃないんですが、それをぜひ入れていただきたいと思います。先ほどの議論も聞いていてもこれはいじめそのものに対してのいろいろと防止の形ということよりも、むしろあるこういう団体との連携の中で、そのいじめに対しての防止にある程度役立つんじゃないかという理解でよろしいんでしょうか。

○指導課長 いじめの案件につきましては、いろんな複雑化、多様化しております。例えば非行系の中で起こるいじめでございますと、警察との連携が入ってまいりますし、あるいはまた加害児童の中でもD V等、保健福祉にかかわるような体験を持った生徒もおりまして、そういう場合は児童相談所等と連携を深めることになると思うんですけども、そういう一つ一つの案件については検討はいたしませんけども、連携をするに当たって、どのようにすれば、よりの確な円滑な連携ができるかということの協議がなされるというふうに思っております。そういうことをすることに

よって、いざ問題が起きたときに円滑に連携が進むものというふうに考えております。

○本池 そうしましたら、これは学校だけのいじめじゃなくて、もし家庭の中だとDVとか、いろんないじめありますよね。そういうことも全部包括したこの子供、いじめそのものというのはなかなか表に出るものじゃない、表に出たときはもう遅いくらいなんで、その辺が一番、私はこれをつくることによって、対策ができるのかなと思っているんですけども、でも逆に1件1件当たるわけじゃない、どういう、はっきりしたものに対してのいろんな形で、その子お一人に対しての連携をいろんなところにこれを連携を求めるということですから、児童相談所になるときはそちらのほうとか、あるいは警察が入らなくちゃならない、そのものをここに置くというのは私はちょっと余り、警察の人を入れるということに対してはちょっといま一つ違和感があるんですけども、そういう連携をするために入れるというんだったら、それはいたし方ないのかなと思うんですけども、どういうふうにとらえればいいんでしょうね。これは、学校だけのいじめじゃなくて、家庭も含めて、地域でも含めて、全部のそういうものに対してのいろんな案件をやっぱり連携をとって、指導するという形になるんでしょうか。ちょっとイメージがいま一つ絞り切れないんですけども。

○指導課長 学校で起こったいじめ、直接的には学校の中で起こったいじめ等についての各機関との連携のあり方等について協議をしていくというふうにはなると思っています。

○本池 そうすると、対象になるのは学校だけの対策になるわけね。今言ったように家庭の中でもある程度そういうのもありますよね。子供がDVを受けているとか、保育園に行ったときにちょっとあざがあるから、見たら、そうになっていたとか、いろいろあるんですけども、学校ということは小学校から、これは義務教育だから、ある程度中学校までなのか、あるいはうちは高校が1つ、市立ありますから、そういう高校、市立でなくても高校まで対象とするのか、その辺は学校だけだとしたら、どこまでの範囲なんでしょうね。

○指導課長 小学校、中学校、高校までの範囲を考えてございます。

○本池 高校については、県立も入るんですか。市立は1つしかないんで、あれですけども、これは柏市のいじめ問題対策だから、市立柏高校だけですか。

○指導課長 一応市立柏高校というふうに考えております。

○本池 そうしましたら、市立高校であってもしじめられた子が市立高校の子供だと、いじめた子が違う高校の子というものもありますよね。そういうときは連携、そういう意味での連携はきちっとやって、対応していただけるということでもいいんでしょうか。加害者でも被害者でも市立高校の生徒であれば、当然やらなきゃならないと思うんですけども、そこはどうなんでしょう。

○指導課長 それにつきましては、連携して対応していきたいと考えております。

○本池 わかりました。本当に第三者的に形で機能するのか、ちょっといま一つ疑

問なんですけれども、とにかくこういう組織をつくっていただけるということに対しては、ぜひしていく中でまたいろいろと問題が出てきた場合、特に学校のいじめというのはわかるところでやるということがほとんどないから、その辺のいろんなこういうスクールアドバイザーとか、いろんなの上がっていたりしておりますから、いろんな方たちが関係するんだと思うんですけれども、ぜひ早期の発見、そして早期の対応をしていただければと思います。

それから、さっき青少年問題の協議会、9号なんですけれども、この協議会は廃止をするということで、他の審議会等々で役割を担っているから、所期の目的を達成したから、なくするんだと言うんですけれども、そうするとこれは今のなくす、この条例そのものは大きくいろんな形のやり方をしていたから、今ここに3に書いてあるように補導センターとか、あるいは任意の青少年相談員、PTA、補導等との、こういう形にいっぱいあるから、これを事細かく対応していくためにこの大枠のはなくするという意味なんですか。

○次長兼生涯学習課長 委員おっしゃるように、大変青少年を取り巻く問題というのは複雑化、専門化しております。大枠の議論も確かに大切でございます。確かに大枠の議論につきましては、各計画をつくる場合、例えば教育振興計画をつくる場合ですとか、次世代の行動計画をつくる場合ですとか、子供を考えるときにその策定委員会の中である程度いろんな形の議論をしていると思います。そういう意味からも各部門での議論が深まり、さらに実効性のある具体策が出ているという面から見て、この青少年問題協議会というのはもう所期の目的を達したのではないかというふうに考えたところでございます。以上でございます。

○本池 廃止をした後にきちっとそれが対応できるということで捉えていく中で問題がないというふうになるわけですね。その大枠になっていた中で、今ここに挙げている以上にまだ細かくあるから、大丈夫だということで理解してよろしいんですね。

○次長兼生涯学習課長 実は、古い記録を調べてみましても11年まででも委員の人数を35人から25人に減らしたり、実際にどういう協議会をしていたかということ、青少年活動を報告をしていたのみに終わってしまうなど、まずその当時から形骸化をしていたというふうな部分もありますし、今言ったようにその後15年たって、いろんな部分で充実をしてきたというところで、大枠でなくても各部門で実績が上がっているというふうに捉えております。以上でございます。

○本池 わかりました。次に、議案番号10なんですけれども、老人福祉センターの条例の関係で、今回電気窯でしょうか、陶芸なさっている方たちの受益者負担を適正に取るということの議案なんですけど、これは請願にも出ているのとダブると思うんですけれども、なぜ今までやってこなかったことを急にこうやって入れるようになったんでしょうか。

○高齢者支援課長 この条例につきましては、平成23年度に柏市行政運営方針の実施計画でありますアクションプランのほうに位置づけられました。その後老人福祉

法での無料または低額の料金によるサービス提供という範囲内でありますけども、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性のあり方ということで検討してきたところです。老人福祉センターの目的としましては、健康の増進や教養の向上といったことがうたわれておりますけども、やはり高齢者同士の交流だとか憩いの場ということの機能が非常に大事だと思ひまして、施設も老朽化していることありまして、入館料だとか入浴料については徴収をするのはちょっと適切じゃないというふうな判断いたしました。

陶芸窯につきましては、その窯をたいている、相当の時間にわたる電気料金だとか、設備の更新、またはメンテナンスの費用などが比較的多くかかること、それから利用者の一定程度の特定の方に限られるということで、一定の負担を求めることが必要じゃないかということに結論になりました。具体的には国のほうの老人福祉センターの設置運営要綱というところでは、利用に直接必要な経費以下の額ということで、そういう通知もありますので、具体的にはこの電気料相当額ということはこの徴収の基準としたところです。以上です。

○本池 それこそ請願の人が述べていらっしゃるように、老人福祉法の基本理念にそれこそ反するんじゃないかということを書いていらっしゃるわけですよね。確かに電気料かかると思うんですが。私、ちょっとこれ請願の方のと見たら、素焼きが、これ請願の方は2,600円と言っているのね。こちらのほうでは2,150円、本焼きで4,520円と言っているんですけども、3,390円と、金額が違うんですけども、これはその施設によって4つ施設があるんでしょうかね。全部窯があるとしたら、全部統一しているんじゃないんでしょうか。その辺は、どういうふうに考えればいいんでしょう。

○高齢者支援課長 請願のほうに書いてあります費用につきましては、当初私どもで新富近隣センターと同額の費用を検討していたんですけども、話し合いの中でその陶芸窯の燃焼のパターンといいますか、ずっとキロワットとかずっと同じ状態で続くんじゃないかと、一定の温度に達したら、比較的安定的な電力が余りかからない時間があるというようなことで、メーカーのほうに聞きまして、そちらのほうから大体の熱量を計算していただきまして、見直した結果が今議案で提出している20キロワットですと素焼きで2,150円、本焼きで3,390円というのが最終的な結論として出したものです。以上です。

○本池 そうすると、新富近隣センターの場合はこの高いほうで、そのまま今やっているということですか。じゃ、逆にここにこれを新しく出したということで、ここは老人福祉センターの関係ですよね。だから、近隣センターとちょっと違うと思うんですけども、それは同一料金になるんでしょうか、安いほうに。

○高齢者支援課長 近隣センターのほうはうちのほうの所管ではないので、何とも言えないですけども、老人福祉センターにつきましては、実態に合った経費が必要であるということで、こちらのほうの議案の金額としました。また、近隣センターにつきましては、窯の費用のほかに陶芸室の利用ということで、部屋の料金も別途



徴収されていまして、その部分については、老人福祉センターは初めからないので、そこのあたりは近隣センターと違うのかなというふうに思っております。

○本池 基本的に私は取るべきじゃないと思うんです。確かに陶芸はなさる方、なさらない方いらっしゃると思うんですけども、逆に陶芸される方は、皆さん、変な話、この請願に来られた方もそうですけれども、それこそリタイアされて、楽しみの一つでこういうのをやり始めると。今まで無料だったことも含めて、何でやっぱりこういうふうに高くなったら、もうこんなになったら、自分たちがやりたくてもやれないと、そういうせっかく窯があって、使えないと言うんだったら、逆に私はもうないほうがいいと思うんですよ、はっきり言って。じゃ、近隣センターだったら、そういうふうに使えるところがあるわけだから。だから、あえてこう言って入れたわけですから、だったら私はせめて取るとしても全額を取るんじゃないで、一部を話し合いの中でできるとか、そういうことを今まで使っている人を含めて、話し合いみたいのはあったんですか、使っている人との。

○高齢者支援課長 老人福祉センターの来年度の利用については、1月末に予約時期を説明する機会があるということで、この条例、半年後からの適用を考えているものですから、その時期によってその費用が無料の期間と有料の期間が出たりすることもあるかもしれないということで、その時点で一応市のほうの考え方を説明させていただきました。

○本池 説明だけで相手の意見は聞かなかったということ。こうなりますよということ、今回もちろん議案が通らなければ、当然できないことですし。またこの指定管理の人たちだと逆にこういうのある程度設定できているんじゃないですか、いろんな形で。そうなると、逆に今回はこうあっても基本的には市がこういうふうにしたとしても今度利用者がかなりふえて競争が、使える窯というのは数あるわけじゃないと思うんで、そういう点では私はやっぱりこういう料金は設定する必要ないんじゃないかと思えますね。それだけ言っておきます。以上です。

○平野 それじゃ、7号議案から順番にお願いします。柏市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてですけれども、この協議会が問題にするのはいじめの問題ですから、これは子供の人権に深くかかわる問題で、いじめている子供のことに言え、教育問題に深くかかわる問題だと、そういうことから言いますと、この15人の委員の方々がどういう方たちなのかということが、条件がついていないんですね。条件というのは多くの場合、例えば子供の権利に関するものでいえば、子供の権利に関し、すぐれた識見を有する者のうちからとか、あるいは子供の権利や福祉教育などに関して、知識や経験のある人のうちからとか、そういう条件がこの説明の資料というか、条例案ではないわけなんですけれども、ここでアからコまである人たちのうちの学校の関係者、あるいは教育委員会、教育長、教育委員会の関係者、児童相談所、地方法務局、こういった方々は、あるいは人権擁護委員、それから県の教育に関する学識経験のある者という方々というのはふだんから人権問題あるいは教育問題に携わっている方ということで当然だと思うんですけれども、

特にオの千葉県警の関係者、これは推薦を求めるといふふうにおっしゃっているので、それから法務局や児童相談所もそうですけれども、弁護士、医師、それから警察の関係者、こういった方たちも当然子供の人権であるとか教育福祉だとか、そういうことについて一定の理解や経験といいますか、例えば警察の関係者でも生活安全課の中ではやはり子供の人権の立場から仕事をなさってきた方たちもおられると思うんですよね。それから、弁護士といってもいろんな弁護士がまたいますし、日弁連だとか千葉県弁護士会なんかでも子どもの権利委員会という委員会を設けて、それぞれ専門的にそういう問題を検討している弁護士たちもおられるわけで、だからやはりこの条例には書かれていないですけれども、私、書く必要あると、本当は書く必要があったんじゃないかなと思いますけれど、その推薦を求め、あるいは人選する場合に、委嘱する場合にそういう子供の人権やあるいは教育福祉といったことについて、経験や知識や、あるいは識見を有する人たちというふうにご覧いただけますでしょうか。

○指導課長 今平野委員おっしゃったように、やっぱりそれぞれの関係機関のほうから推薦をいたしますけれども、当然子供とのかかわりの中でかかわってきた方たち、そういう方たちの推薦をお願いしようということには考えております。例えば警察であれば生活安全課で、実際に子供の非行等にかかわっている者、それから児童相談所は柏の担当官等、その辺のあたりはそれぞれの機関でもそういうことを考えて選出していただけるといふふうに思っております。以上でございます。

○平野 ぜひ、そういう人選を相手任せにというか、しないとなかなかこれ難しいんでしょうけれども、誰と指名するわけにいかないんでしょうけれども、やはりそういう警察でいえば権力機関ですし、その人権擁護という観点で、そういう見識を持っている警察官OBだとか警察官だとか、そういう関係者であってほしいなというふうに思います。それから、これは平成23年5月に柏市で児童虐待で子供が亡くなった事件がございましたですね。そのときに千葉県の社会福祉審議会の検証委員会が設けられて、提言を公表しているんですけれども、あのときの検証委員会の委員の方の中に、私関係するので、その資料を見ていましたら、千葉県袖ヶ浦福祉センターの関係者がその中に入っているんですね。医師、お医者さんですけど、常駐はしていなかったのかもしれませんが、そういう点ではあの事件そのものもかなり長い期間そういうことが、虐待が施設の中で行われていたんじゃないのかということが言われているわけで、やっぱり今回設けようとする協議会の委員の方々というのはやっぱりそれなりに慎重に選ぶ必要があるなというふうに思っていますので、その辺は十分に注意してほしいというふうに思います。じゃ、再度。

○指導課長 今平野委員おっしゃったように、その委員になる方々につきましては、それぞれの部署から推薦をさせていただくわけですが、私どものほうとしてもできればこういう形でお願いをすることは、お話をすることはできると思いますので、そのような形で要望していきたいというふうに考えております。

○平野 議案の8号で、市立高校の授業料の徴収条例の問題ですけれど、これは国

が、政府がそういう方向で一たん高校授業料の無償化から所得制限を設けるという方向に転換したから、こういうことになるわけなんです、これは同じく日本の政府がこれまで留保していた国際人権規約の高等教育の無償化という条項については、これまでずっと長い間日本の政府は留保、保留していたわけなんです。それを撤回して、その高等教育の無償化にも踏み出すんだという宣言をしたばかりのときにこうやって、また無償化に反する方向を打ち出してきていると思うんですが、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○**学校教育課長** このたびの来年度からの新制度によりまして、所得制限という形になりました。こちら、市のほうもそれに沿ってこれからやっていくわけですが、国のほうでもなかなか定かになっておりませんでしたけども、奨学のための給付金という制度を新たに設けまして、国のほうから補助があって、県の制度でということになりましたが、それもおおむね概略わかってまいりまして、250万円を下回る世帯等につきましても大体国公立で13万円程度の補助支援をこれからこうしていくということも決まりましたので、全体を通して考えますと、高校のこれからの義務に準じてという形では沿っているのかなというふうに思っております。以上です。

○**平野** 高等学校教育の無償化ということで、これが徹底していけば素晴らしいことだなというふうに思っていたわけなんですけれども、現状といいますか、今日本の教育制度の中では小中学校義務教育は無償とすると、無償とするわけだけど、お金がかかるから、就学援助制度なんかもあるわけなんです、そういう所得制限を、いろんなところに所得制限を設ける、柏の子供の旅費助成についてもそうですけど、所得制限を設ける。これは、権利としての教育、教育で言えば、権利としての教育というものではなくて、支援するものだと、国や自治体はそういう教育に対して支援するものだという考え方になっていくんですね。所得制限なしに全員が子供の教育を受ける権利として認めるならば、それは無償ということになるんですけれども、やはりその辺は国に対しても現場からやはり高校、大学、大学となるともう日本の教育費というのは世界でも断トツの重い負担ですから、市としても教育費の保護者負担の軽減、それから無償化という方向について声を上げていただきたいというふうに思います。それで、この制度は申請によって、その子の支援金が受けられるかどうかというのが決まると。申請した結果、その所得制限以下であれば、支援金が受けられると。その申請をしない、できないということが、私懸念されるんですね。それは、今若い世代、高校生、15歳の子供の親といってももう既に30代の方だとか40代になっても非正規雇用だとか、安定した仕事についていない、そういう方たちもいるわけで、収入の把握が難しいといいますか、源泉徴収票であるとか、そういうのがちゃんと出せる会社に常勤で勤めていれば、そういうこともたやすいでしょうけれども、そういう自分自身の収入の把握というのが何か証明する書類で出してくださいと言われたときに、難しい保護者もあるんじゃないのかと、そういう人たちが申請ができないで、この支援から排除されるということがあってはならないと思うんですが、何かそういう対策というのはあるでしょうか。

○**学校教育課長** まず、漏れがなく申請ということに関しましては、この制度については3回ほど各御家庭に周知の機会を設けています。この制度は、新年度新1年生からの制度になりますので、まず現中学校3年生全員に国のリーフレットを配布、それから高等学校への出願時、これは2月になりますが、その時点でもリーフレットを配布しております。それから、市立柏に関して申し上げます、3月、この後入学候補者に向けての説明会、これほとんど御家庭の方も見えると思うんですが、そこでも申請に関する詳しい資料と、それからもう様式等も配布をする予定になっております。その資料の中にもその収入動向を明らかにすべく、書類については源泉徴収等が、急にはなりませんけども、それ以外の書類等につきましてもこういうものは構わないという個々の対応等についても図っているということで聞いております。以上です。

○**平野** ですから、今言ったのはそういう所得の把握が客観的に証明しづらい、例えば日給でもらっているとか、日雇いで収入を得ているとか、そういう方たちの場合も現金でもらっているとか、あるいは給与明細を出さない会社だってあるわけですよ、今も。そういう方たちが申請がしづらいためにこの子供がというか、支援が受けられないということがないようにぜひ丁寧な取り扱いをしていただきたいなと思いますが、再度。

○**学校教育課長** そのように万全に尽くしたいと思っております。以上です。

○**平野** じゃ、議案第9号ですが、青少年問題協議会条例、これも今上橋委員や本池委員からの質問の中でありましたけれども、依然としてここで言っている所期の目標を達成し、他の審議会がその役割を担っているため廃止しようとするというのが、先ほどの答弁の中では平成11年の時点でも実態はこの協議会では青少年問題の報告がされて、その報告を了承するという形骸化した審議会、協議会になっていたということが言われたわけなんですけれど、やはりここに書いているその目的ですよ、青少年問題に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査、審議すると。こういう機関というのは下に書いている他の審議会等についてというところで例に挙げているこの機関では大体できかねるんじゃないのかなと、もう基本的かつ総合的な施策、青少年問題に関するですね。どこがそういう役割を担うんでしょうか。

○**次長兼生涯学習課長** 青少年というのは、年齢的にもおおむね20歳未満、勤労青少年の場合は35歳未満とかという判断がございますけれども、20歳未満の方でいるいろな今言った問題がございます。少子化の問題ですとか、非行の問題ですとか、食育の問題ですとか、先ほどの条例にも上程しておりますいじめの問題ですとか、あと若者の社会的な就労の問題ですとかというふうなことをやっぱり各それぞれ、その項目に沿って、総合的な見地から各部門を考えていくというのが今行政にとって求められているものなのではないかなというふうには私もやはり先ほど言いました複雑化し、また専門化していったら、狭めていくというふうな中で、やはりこの青少年問題という意義、目的は十分理解はできるんですが、今の時代にはそのよ

うな形ではなくて、青少年問題の協議会自体の目的は終わったのかなど。各種の実例を見ても休止、廃止をしている市町村も多いということから鑑みましてからもこのような議案を上程したというふうな次第でございます。以上です。

○平野 今の説明聞いてもやはり今の時代、青少年を取り巻く社会状況、経済状況、非常に深刻でさまざまな凶悪犯罪も含めて、懸念する事態が次々に起こっているわけで、やはりこれ平成11年からずっと休止状態になっていたということ言えば、私は今の時点でまた新しい、そういう青少年問題をここで言っている、そのまま基本的かつ総合的な施策を柏市としても持つ必要があると思いますので、そういう組織の検討というのも必要じゃないかということで、そういう新たな検討をお願いしたいし、ここの下に書いているその他の審議会等で大体できるということであれば、役割を果たせるんだということであれば、そこの中でさっき言ったようなこの青少年問題協議会が事務局からの報告を受けて、それを了承するだけの審議会であったというふうなことがここに書かれているようなところでは再現されないように実質的な審議が十分にされて、あるいは自分たちの守備範囲じゃないけれども、今この青少年問題協議会がなくなった時点では、自分たちもそういう問題に深くかかわっていかなくちゃいけないんじゃないかということで、それぞれの組織の中で十分にそういう議論がされ、役割を果たせるようにということを期待したいというふうに思います。

10号で老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、これも今さまざま本池委員からも言われましたが、まず私、委員長、共産党としては議会というのは市民によって、選挙によって選ばれた議会ですから、市民から出されている請願については、当局からの議案よりも先に委員会では審議をすべきだということを経済改革の提案なんかで出しているんですけども、結局きょうも請願提出された方見えていますけれども、この条例改正案が採決されれば、その請願者が説明する場もないし、請願も審議しないまま、みなし不採択ということになってしまう。ですから、やはりこういう議論を、議論というのは、私たちは市民の代表ですから、議会は市民の声を代弁するのが議会ですから、ぜひそういう検討を議会の中でも改めてしていただきたいなというふうに前置きしておきます。

質問なんですけれども、今本池さんの質問とダブらないように、できるだけしたいと思います。やはり日下議員が本会議でも質問で取り上げましたけれども、やはり老人福祉法の精神に反するじゃないかということがまず第一です。ですから、長い間働いてきて、それまでサラリーマン時代あるいは現役時代にできなかった趣味をやろうとしたときに、陶芸というのはそれこそ窯も自前であれば物すごい、これは自分でできることなのかわからないですけど、百数十万円から二百何十万円とする、窯自体がするわけですね。そういう趣味というのはお金がかかるから、この老人福祉センターで今までそういう設備にもお金かかるけれども、そのほかのレクリエーションや趣味と同様に無料としてきたということを、そこ一角を崩してしまうと、やはり法の精神を破ることになってしまうというふうに思うんです。これは、

社会福祉協議会の名前で出している老人福祉センターの御案内という、これに4つの老人福祉センターの地図や案内、内容が書かれているわけなんですけど、これ非常に、市内にお住まいの60歳以上の方ならどなたでも御利用できますというのが大きく見出しがあって、ここへ目立つように御利用には利用証が必要となります、費用は無料ですと、無料だと。これ、無料だというのはこれだけ大きく出しているわけなんですよね。ですから、そういう意味でもこの老人福祉センターの法的な位置づけとか、役割というのがこの案内パンフレットにも示されていると思うんですよ。ですから、それは新富近隣センターはそうやって当初から有料でしたけれども、ここが無料でやってきたというのはやっぱりそういう意味があるということで、それと同じような扱いにしてしまっているのかというふうに思います。それで、現状で言えば、この3つの老人福祉センターの柏寿荘と南部老人福祉センター、沼南の老人福祉センターいこい荘、ここに陶芸窯あるんですけども、これは適正に管理がされていますか。

○高齢者支援課長 現在まで無料ということで、また一昨年度までは団体も各1団体ずつの団体でしたから、その利用について、施設側の管理面ということではちょっと十分でなかった面が確かにあったかなと思います。そういった意味で昨年度、柏寿荘では2団体が登録団体となりまして、その団体間の共通ルールというようなこともつくらなきゃいけない、あるいは施設側がきちんとここまでやらなきゃいけないというところが昨年度から話し合われてきて、この有料化に当たっては当然施設側のほうがきちんと整備しなきゃいけない部分と、それから日々管理しなきゃいけない部分ということをしっかりしていかなきゃいけないということでは認識しておるところです。以上です。

○平野 具体的な話ですけども、これは柏寿荘ですけども、窯というのは陶芸の窯ですから、温度管理というのは非常に大事なわけですよね。温度センサーが1つの窯に3本と言いましたか、入れて、それぞれの箇所の温度をはかっていると、そのセンサーがなくなっていたと、なくなっていたとか、本来1本、このセンサーというのは1本3万5,000円とかするものです。それが3本、本来あるべきものがなくなって、安いとか、安い温度計が差してあったと。これ使っている人は、この3万5,000円するそのセンサーを自前で買って、本焼きと素焼きと並行してやる場合は6本要るわけなんです、6本。6本といたら、二十何万円かかりますよね。これ自前で買って、使わないと使えないと。それから窯の中に、1段の場合は、1段でも2段でもこうやって重ねてやるときに棚板という、これは千二百何十度という温度でも溶けない棚板というのがあるんですけど、この棚板もぼろぼろで、この段重ねにすると上の棚板はぼろぼろ落ちてきて、せっかくの焼き物に傷がつくと、汚れると、そういうことが起こるので、これも1枚大体8,000円するんですけども、これも自前で持ち込んで使っていると。それぼろぼろの棚板を使っている団体もあるんですけど、もう一つの団体は自前で、それを買ってきて使っている。こんなふうにもう既に自己負担とか、かなりの自己負担しながら、そうやって使ってきた

ているわけなんです。そういう認識ってありますか。

○高年齢者支援課長 先ほど申し上げました平成24年度に一番最初は市のほうが開設時は用意したと思うんですけども、ヘビーなものがあつた場合には利用した団体で補充していたというようなことがあつたりしたようです、確かに。それで、昨年度におきましてはそういった棚板だとか、熱電対とかいうものについては、やっぱり施設側のほうで整備していかなきゃいけないと、管理していかなきゃいけないということで、現在あるものについては、施設側のほうに引き受けさせていただいて、それ以降については、施設側のほうが用意していくということで、方針として指定管理者のほうとも了解して、今やっているところ。以上です。

○平野 特に南部老人福祉センターのこの窯というのは非常に古いものだとということ。それから、柏寿荘の窯についてもふぐあいが、制御盤というんですか、制御盤のふぐあいがあつて非常に苦勞して使っているということ。これ私ら、もちろん有料化しないで、これ更新しなきゃいけないと思うんですが、有料化するということになれば、それこそ今言ったような自分で本来窯に附属している設備をそれぞれの団体や個人が自前で用意するだとか、あるいはもうぼろぼろの更新の時期が来ているのに、それを更新しないだとか、そういうことというのはやはり管理するといいますか、その設置している市としては責任が生じてくると思うんです。その辺はどうですか。

○高年齢者支援課長 確かに今までは一回一回のどういった状態だったと、管理だとか管理簿みたいなものですね、そういったものも十分じゃなかったと思うんです。今度とりわけ有料化ということになるとすれば、設備面については、当然老人福祉センター側のほうが一定のレベルを維持していかなきゃいけないということで、これまで以上に利用者のほうに迷惑をかけないように対応をしていかなきゃいけないというふうを考えているところ。以上です。

○平野 やはりこの問題、ここを本来無料と、今まで無料でやってきたわけですね。法律は無料、または低額でということで、実際の費用以下で設定しなさいという、低額という場合はそういうことだということなんですけれども、しかし柏市の場合はこの老人福祉センターの御案内、さっきのパンフレットのように無料ですということで、今までやってきたわけで、その一角を崩すということは、私はやっぱりすべきじゃないというふうに思います。ですから、ぜひ皆さんの御賛同も得て、これはこのままでやりましょうよ、そんなふうにぜひこの条例改正には反対するということで、ぜひお願いしたいなということを訴えまして、これは終わります。

それと、食品衛生法施行条例、議案第11号ですけれども、これもさっきの青少年問題協議会ではないですけれども、緊急時を含めて、この確保される場合、検査が緊急時を含めて確保される場合は当該事務にかかわる設備の一部については備えなくてもよいものとするということですから、その確保される、必ず確保されるんだということを確認したいと思うんです。いかがですか。

○生活衛生課長 委員御指摘のように、これは必ず確保されることとなります。以

上です。

○上橋 第10号の件、皆採択されるんだったら、請願で言おうと思っていたことをここで言わせていただきます。細川護熙さんが総理大臣をやられて、陶芸の生活に入られた。これは、日本人の感覚として、実際は陶器の歴史が世界の中で最も古いのは日本なんです。エジプト、メソポタミアなんかよりも古く、それこそ縄文のもっと前から日本には土器があった。それから、だから本当数千年どころか、数万年の歴史を持つのが日本の陶器でございます。だから、日本人というのは年とったら、祖先返りをするというか、土に親しみたいという気持ちになるんですね。それで、だからこの機会を確保してあげたい。それで、かといってアクションプランから来るものだと、その点も理解しますが、いきなりこの金額ではなく、仮に取るにしても少しずつ上げていくというような配慮が欲しかったなという気もする。ちょっといきなり電気代、御負担いただくというのはそういう意味で請願は採択しようというふうに思っていましたから、これで請願の機会が失われるとなれば、私も反対させていただきます。

○海老原 議案第10号なんですけれども、先ほどの御説明で今回の料金を設定するに当たっては、平成23年の行政運営方針で負担の公平性を確保していくということだったんですけれども、昨年の事業仕分けで老人福祉センターのあり方の検討がなされたときに、市としては最終方針として、維持、改善をしていくということを出されておりますね。出されておりますよね。つまり今後の老人福祉センターのあり方を検討した結果、こういった有料化が出てきたんでしょうか。

○高齢者支援課長 昨年度事業仕分けの中で、もう委員の中では一部の有料化という御意見もありました。それで、改善ということでは費用だけでなく、そのサービスの内容を含めて、あるいはもっと介護予防に特化したものとか、いろいろそういったような中での改善ということで考えていました。あと、ちょっと無料じゃなくなってしまうんですけれども、その費用の検討に当たっては、例えば近隣センターのほうでは15キロと、同じ窯のものが南部にあるんですけれども、大体その15キロの窯ということだと湯飲み茶わんだと、百五、六十個ぐらいい入るらしいですよ。大体多いときには30人とか40人使うときもあるんですけれども、一緒に入れるときには。15人から20人程度でも大体本焼き、素焼きを一回一回やれば、完成品ということになるので、合わせた1人当たりの費用としてみれば、15人ですと300円ぐらい、20人ぐらいですと200円程度の負担ということで、それがもう少し人数が多ければ、もっと1人当たりの単価安くなるんですけれども、その程度の1人当たりの負担だということを含めて検討した結果です。以上です。

○海老原 本来は、今後老人福祉センターをどういうふうに活用していくかという方向性を示してからそれとあわせてこういった形で出てくるのであれば、理解するところなんですよね。それと、あといつも私申し上げているんですけれども、補助金を廃止するとか、あるいはこういう負担を設定するとかというときに、やはり福祉的なものに対してはいきなりじゃなくて、段階を踏むような配慮が必要だということ



とを毎回言わせていただいているんですけど、やはりこういう形でいきなり、周知期間が半年あるとはいっても出てきたというのはちょっと残念なんですよね。ですから、老人福祉センターの方向性というのをきちっといつまでにお示しされるのでしょうか。

○**高齢者支援課長** その老人福祉センターのあり方という中では老人福祉センターだけではなくて、もうちょっと各地域で憩いの場といいますか、居場所づくりということも含めて、老人福祉センターだけじゃなくて、老人福祉センター以外の場所も含めて、高齢者の居場所づくりを考えてなきゃいけない。老人福祉センターは老人福祉センターで、もっと多くの利用者の方に親しまれるような内容のものを考えていくということで、そういう方向では思っています。来年度、例えば高齢者いきいきプランの改定もありますので、その中でもこういった老人福祉センターのあり方を検討してみたいと思います。以上です。

○**海老原** 今言いましたように、今後こういうものを出されるときには方向づけをした上で出させていただきたいと思います。以上です。

○**山田** この10号のことですけれども、財源の問題とかいうことで、これ随分私のほうの会派でもいろんな議論をしてございました。ただ、今委員の中からも真剣な議論が出ているんですけども、やっぱり利用している方が不備なものがあったときに補填をしていっていたんだと、こういうことでもございましたけれども、今確かに負担割合が200円ぐらいですか、大体平均で。とりあえずこの利用の人の推移というのをちょっとだけ教えてください。

○**高齢者支援課長** 推移というのはちょっと、今までの経過というのはよくわからないんですけども、大体3センターの陶芸の利用者数、登録団体の加入者数ということでは三百七、八十名の方がいらっしゃると思います。以上です。

○**山田** それで、十分承知しています、だんだんふえていきそうだなというふうに努力されているようなことも。ただ、これ全体のトータルバランスの中でやっぱり利用者がいわゆる自前で設備をしていると。ただ、今私もいろいろ会派での執行部との話で、施設側の用意をそれだけの覚悟してこれからやっていくと、それ手当てしてくれるという覚悟があるということであるんですので、私は応分の負担、これはやむを得ないかなと思いつつ、ただやっぱり利用している方の施設管理の自己負担というのは、それは全体の中でやっぱりよく福祉のバランスの中でよくよくのみ込んでもらいたい。よく議論されることなんですけども、金がないということで、これだけのお金がかかるんだったら、ほかにも要請があった、ほかのやり方についても何だと、それだけ金を手当てするんだったら、こっちのほうに回せとか、これ抽象的な言い方ですけども、市民参画の中で各意見がいろいろあるんですよね。ですので、とりわけ有料化になるためであれば、施設側の覚悟があるということであれば、私のほうでは応分の負担で、今200円ぐらいっておっしゃられてまして、ただ370名、もっとふえていきそうな気配がその伝統工芸の中でしっかり維持していくと言っている方がいらっしゃれば、いろんな形でこういう力を見せていただくのを行政

側もしっかり政策、生きがいということじゃなくて、文化の創造、文明じゃないですね、文化の創造に向けて、しっかりそういうところも手当てしてくれるのであれば、私の会派では応分の負担はやむを得ないと、こういう苦しいことでの結論を持ってきました。

○**高齢者支援課長** 委員がおっしゃられるように、施設側としてちゃんとした設備水準を維持する、あるいは用意するものはこちら側が公的な形で用意するということはしっかりやっていきたいと思っています。以上です。

○**山田** 本当に苦しい言い方だけでも、それは確認したい。以上です。

○**委員長** それでは、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○**委員長** まず、議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、議案第10号は否決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第2区分、議案第14号、指定管理者の指定について（運動場、プール及び体育館）及び議案第15号、財産の取得について（真空冷却機）の2議案

を一括して議題といたします。

○平野 委員長、ちょっと確認ですが、今否決された第10号ですけれど、ということはその請願についてはどんな扱いになるんですか。

○委員長 じゃ、どうぞ、事務局から。

○事務局 ただいま議案第10号が否決すべきものということになりましたので、そうしますと請願46号についてはみなし採択すべきものという扱いになります。議会運営委員会では御説明してあります。

○委員長 それでは、第14号、第15号についての議題を一括して質疑を許します。

○海老原 第14号、指定管理者の指定についてお伺いいたします。まず、資料でいただき、追加の資料でいただきました選定審査評価表についてなんですけれども、管理運営能力のサービスの向上について、大きく点数が第1回の書類審査と第2回の面接審査で動いているんですけれども、この部分について、A社と三幸株式会社とを比較して、どのように優位差だったのかを御説明いただきたいと思います。

○スポーツ課長 まず、三幸株式会社につきましては、積極的な自主事業の展開に取り組んでいるかということにつきまして、38項目にわたる自主事業、こういったものが示されております。いずれにしましてもこの点数につきましては、各選定の段階で、それぞれに選定委員が点数をつけた結果でございまして、今海老原委員御質問いただいた管理運営能力の中での具体的にどちらの点数を……

○海老原 済みません。(3)、サービスの向上、1回目の審査で三幸が100点から2回目の審査で120点になっていまして、A社はまた逆転しているんですけれども、どのような優位差があったのかということをお聞きしました。

○スポーツ課長 こちらの100から120点、これ三幸株式会社が2回目で逆転しているという、20点ほど点数がふえているということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、積極的な自主事業、こうした展開を具体例を挙げて、プレゼンの段階で話をいただいたということで、点数がそこで上がったというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○海老原 2点目に管理費用の効率的な管理の部分なんですけれども、ここは逆に書類審査から面接審査で点数が落ちているんですけれども、収支計画の評価が低くなっているんですけれども、経営上の支障はないんでしょうか。

○スポーツ課長 結論から申し上げますと、経営上の支障、こういったところには支障はないというふうに考えております。この点数の違いにつきましては、当初私も利用料金等については、条例改正、昨年の9月に条例改正をさせていただきました、その金額を上限額として提示をしていただくということを条件に両者から資料をいただいております。実は、第2回目の審査の段階で細かなところのチェックに入りましたところ、条例上の上限額を超えて設定してきたというケースが見受けられました。そうしたところから審査の段階でややケアレスミスではあったということでしたけれども、点数的には評価を下げたというところがございます。以上です。

○海老原 次に、もう一枚資料をいただいています、事業計画の概要の中のその他の部分についてなんですけれども、採択業者の選定に当たっては、市内専門業者を中心に行うというのは、これはこの三幸株式会社が受けた後にそれぞれの施設の管理をまた違う業者に委託に出すという意味を示しているのでしょうか。

○スポーツ課長 こちらの採択業者というところにつきましては、本来指定管理者制度の中では採択というのは基本的にできないことになっております。ここで言っている採択業者というのは専門性の高い業務、これについて採択を市内業者でという、そういった意味合いでございます。以上です。

○海老原 例えばどんなことはそういうものに当たるのでしょうか。

○スポーツ課長 具体例としましては、例えばグラウンド、野球場のグラウンド、外野の芝刈りであるとか、造園とか、そういったところが絡んでくる業務、このように理解しております。以上です。

○海老原 もう一点、電気の見える化、節電に取り組むとあるんですけれども、これはH E M Sなんかを各施設に設置するということでしょうか。

○スポーツ課長 ちょっと今具体例を資料をもとに探させていただきます。いましばらくお待ちいただければと思います。

○海老原 あと独自に非常食、防災用品を備蓄すると言うんですけれども、これは全ての施設において、市が指定した必要量を備蓄していただけるのでしょうか。

○委員長 両方できる。

○スポーツ課主任 まずは、中央体育館のほうに備蓄食料のほうを配置するというのを御検討されるということになります。以上です。

○委員長 先ほどの、じゃH E M S。

○スポーツ課主任 エネルギーの効率化の実現ということで、具体的にはパネルを展示しまして、数値が見えるようにして、省エネのほうに取り組むということで御提案をいただいております。以上です。

○海老原 それから、指定管理について、ちょっとこれは関連になってしまうんですけれども、先日中央体育館の雨漏りのことが報道されていましたが、こういった不備に対しての指定管理者の報告義務というのはきちんとなされていたのでしょうか。

○スポーツ課長 先日2月15日の大雪の際に、今海老原委員からの御指摘のとおり、中央体育館のアリーナに雨漏りが発生しました。この際従前からそうしたいろいろな事故、事象については速やかな報告をということで、コミュニケーションは十分とっておったんですが、このときに関しましては、正直申し上げて、報告が月曜日、15日の土曜日に発生したものが私のほうに来たのは月曜日でございました。この辺につきましては、県指定管理者については、厳重に注意を指導しておりまして、また4月からの新たな候補者に関しましては、さらに十分なコミュニケーションをとれるよう指導してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○海老原 今回の新しい指定管理者の事業計画の中に軽微な修繕等は自社の技術で

対応するというような記載がございましたけれども、こういった修繕に対して、どこまでが指定管理者が行うもので、市は、どこまでが指定管理者が行うものというような詳細な取り決めというのは行われていると思うんですけど、その辺ちょっと確認させていただければと思います。

○スポーツ課長 現状の指定管理者との間では、10万円という金額を設定しまして、それ未満の場合には指定管理者側が、それを超える場合には市側が負担をするという形をとっております。ただし、この4月から指定管理者、この応募する際に1つの条件としまして、その10万円を20万円に引き上げております。したがって、4月からは20万円未満を指定管理者、それ以上を市が負担するという形が基本になると思います。よろしく申し上げます。

○海老原 いずれにしても今回のようなことがあって、利用者に支障を来すといけないので、修繕はきちんと速やかにやっていただきたいと思うんですけども、こういった雨漏りの対応ですと、かなり大規模な修繕になるんじゃないかと思うんですけども、見通しはいかがでしょうか。

○スポーツ課長 今回の中央体育館、これは実例で申し上げますと、修繕につきましては、私ども市が責任を持って行うことといたしました。契約金額については、26カ所の明かり取り、天井の明かり取りから積雪によりシーリングに不備があったと、漏ったということが原因でございますので、26カ所のシーリングの打ち直し、これで70万6,000円ほどで、今年度中に工事を完了する予定でございます。これから先につきましても海老原委員おっしゃるとおり、指定管理者であるとか、私ども市であるとか、そういった役割分担を明確にし、またさらに報告、そういったものにも十分指導を入れ、利用者の皆様に迷惑かからないよう、細心の注意を払ってまいります、このように思っております。以上です。

○海老原 最後に、要望なんですけれども、新年度新しい指定管理者になりましたら、もちろん定期的な報告義務はあると思うんですけども、市のほうとしても各施設を定期的に見ていただいて、その管理、適切に行われているかというのはきちんと確認していただきたいと思います。以上です。

○本池 今の指定管理者の関係なんですけれども、私もちょっと疑問に思ったんですけども、最初説明いただいたときには8社応募していて、それが6社になって、2社になったということだったんですけども、その減っていった原因って何だったの。みずから取り下げていったのかどうかということも含めて。

○スポーツ課長 委員おっしゃるとおり、最初の説明会には8社、現場の現地の説明には6社、最終的に2社の応募となりました。ここにつきましては、それぞれに応募してきた企業が独自の判断によりそういった数字、参加者が減っていった、このように考えております。以上です。

○本池 説明、どういうふうな形でなったのかわからないんですけども、いずれにしろこのいろいろ選定評価表なんか見ますと、かなり第1回目と2回目がばんばんと違ってきたり、今海老原さんも指摘しましたけれども、最終的にこの金額もそ

うなんですけれども、市が考えているよりうんと安いですよ。だから、そういう意味では三幸のほうが7億7,850万でしょうか、7億ですね。そういう形でこの金額のほうは最終的に提示されるのかどうか、その辺を最初からもし仮にA社のほうで、要するに評価表イコールプラス指定管理料もこれは最初からその評価の中のあれに入っているのでしょうか。

○スポーツ課長 おっしゃるとおりです。最初の書類審査、1次審査の段階からこうした指定管理料も含めた金額を提示をいただいております。

○本池 そうすると、これ2回やっていますから、じゃこの金額については1回も2回も同じということで、それぞれ同じような数字、要するに組み入れていないから、最初からの提示ですよ。

○スポーツ課長 そのとおりでございます。

○本池 私は、やっぱり安いほうにこしたことはないんですけども、今後これがあれして動き出すとしても市のほうでは結構8億ぐらい見ていたわけですから、そういう意味では安かろう、悪かろうじゃ困るし、地元雇用するというのも条件にしたということだったんで、やっぱりそこは今の法律もかなり派遣業者含めて、いろんな形で悪いほうになっていっていますよね。だから、こういう業者も多分非常勤の人だと思うんですが、パートが多いと思うんですけども、そういった点で柏市はそれこそ公契約条例ないところで、やっぱり最低のある程度賃金はしっかりとこういう契約のときにも提示をしながら、最低というんでしょうか、そここのところもしっかり私は見ていっていただきたいと思うんで、その辺は今回どうだったんでしょうか。

○スポーツ課長 まず初めに、賃金に関しましては、これ条件の中に入れてはおりません。やはり各企業の企業活動の一つ、重要なポイントでもありますので、例えば最低賃金を設定をしたり、そういったところは具体的をお願いをしたということではございません。ただし、先ほどおっしゃられたとおり、例えば現行スタッフ、こういった方々の再雇用、継続雇用についてはなるべく努力していただきたいという旨、お願いをしております。具体例で申し上げますと、現行スタッフ数が49名、これはおっしゃられたとおり、いわゆるパートでございます。そのうち継続希望された方が44名いらっしゃいまして、面接の結果、不採用になられた方が2名、それから辞退をされた方が1名、採用者数としては49名の現行スタッフのうち41名が継続的な雇用でされるというふうに聞いております。以上です。

○本池 今までより少なくなっているんですけども、今までどおり働けるということの希望もきちっと聞いていただいたみたいなんですけども、最低のそういう賃金は特別示していないということなんですけれども、やっぱり契約金が安くなるということはある意味ではそういうパートの時給含めて、やっぱり私は連動して安くなっていると思うんです。これは、私の思いなんですけど。だから、そこだから、きちっと本当は最低の公契約条例、本当柏市もあれば一番いいんですけども、今のところ、まだないんで、そういった点ではその辺は特にこういう指定管理にみんな

回されるわけですから、そういう意味では私たちになかなかわからないところも含めて、しっかりとやっぱり市の施設をやっていただくんですから、きちっとそういう働く人たちの声もある意味では吸い上げる必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後含めて、そういう形で対応していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○スポーツ課長** 一般質問でも中村議員さんからの御質問にもあったと思いますが、再雇用、さらに賃金の、いわゆるキープというんでしょうか、同一賃金から下がるようなことがないようにというところに関しては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私ども市のほうから何らかの形でその条件としてつけるということは非常に難しいと考えております。ただし、中村議員さんの一般質問にあったとおり、また今本池委員からもお話しいただいたことにつきましては、三幸株式会社のほうに議会の中でこうしたお話があったということを正確にお伝えしたいと思います。以上です。

**○本池** よろしくお願ひしたいと思ひます。指定管理について、申しわけございません、反対をさせていただきます。以上です。

**○平野** 指定管理者制度には私ども反対ですが、そもそも反対なんですけれども、今の質問と答弁のやりとりを聞いていまして今回市が提示した額が5年間の指定管理料8億1,000万円に対して、7億7,850万円というのがその指定管理者が提案した額なんです。これは、差額では3,150万円になります。1年間、5で割りますと630万円になります。これを先ほどの答弁の41人スタッフがいますよと言っていましたけど、これももちろんそれが丸ごと全部賃金に反映するというふうにはならないでしょうけれども、きょう車でラジオを聞いていましてきょうは春闘の集中回答日で、結構な企業がベースアップも含めて、賃金の引き上げの回答をしていますけれども、これ1人、その630万円というのを40人、41人でやると大体15万円から16万円、年間ですね、そういう影響が出かねないというふうに思うんですけれども、市が賃金については条件にはできないんですけども、今回の国の経団連に対する賃上げ要求、国も首相も経団連に対して直接賃上げしろということを書いて、そういう動きにもなっていると思うんですけど、やはりこの指定管理者制度で市が8億1,000万円を提案したのに7億7,850万円、じゃ5年したら、またこの8億1,000万円からさらに前回の7億7,850万円ですんだから、その水準でと、そういうこの値下げの競争になってしまったら、それは結局どこに行くかといったら、サービスは向上しますと言っているながら、そういう市が提示した額よりも低い金額で出してくるわけですから、それはやっぱり働いている人に影響せざるを得ないんだろうというふうに思うんですよね。その辺は影響、私出るとは思いますが、出ないでしょうか。

**○スポーツ課長** 影響が出るか出ないかについて、今正確なお答えを申し上げることはできません。ただし、私ども選定委員会の中でも三幸株式会社、またA社、両方ともやはり自分たちの例えば自主事業、ワンコインスポーツ教室であるとか、そうした自主事業をより多く行うことでそうした削減した指定管理料を十二分に賄え

るというふうな説明を受けております。ですから、はなから従業員の賃金を削って、その指定管理料を下げますというような主張は一切ございませんでした。また、平野委員おっしゃったとおり、その賃金に関しましては、三幸株式会社もやはり会社を立ち上げてからいろんな歴史もございますし、いろいろなところで企業活動を行っている中で、例えば経団連のそういった申し入れも含めて、一企業として労働者の賃金に関しましては、会社独自の考えが十分にあるかと思えます。以上です。

○平野 市が提示した8億1,000万円、5年間で8億1,000万円という額はやはりいろいろ積み上げていって8億1,000万円でしょうけれど、積算するときに人件費をこれぐらいで見ているというのは、この8億1,000万円というのはそこまで企業側にとりか、相手側に言うべきかどうかというのはその積算の根拠としている賃金は私たちこれぐらい見ているんですよと、この指定管理料ってほとんど賃金でしょう。賃金というか人件費ですよ、ほとんどが。人件費と利益がもちろん入ってくるんでしょうけど、そしたら一番重要な賃金ということはこの積算の根拠といえますか、それは示せないんですか。

○スポーツ課長 三幸株式会社、要するに候補者からその賃金が幾らでということはもちろん私ども特段聞いてございませんし、またこちらからも示すことは現実的にやっております。ただ、この8億1,000万の積算の根拠としましては、過去3年間、震災の年を除いた過去3年間で、以前の12月の支出負担行為の際にも御説明申し上げましたけれども、過去3年間の運営実績、こうしたものをもとに平均的な数値をとって、8億1,000万というものを決めさせていただいております。もちろんその中には人件費も含まれていると、そういう形でございます。以上です。

○平野 もう指定管理者制度をやっぴり導入されてから6年、8年、6年ですか。（「8年」と呼ぶ者あり）8年ですか、柏市全体で。やはりこの指定管理者制度がどういう、市の財政的にも、あるいは市民サービスの点でどういう影響を与えているかということはどうそろそろ総括して、今後どうするかということをやっぴり考える必要があるんじゃないでしょうか。そういうふうに思います。以上です。

○委員長 ほかにいいですか。――なければ質疑を終結いたします。

---

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第15号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



○委員長 次に、議案第3区分、議案第22号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○海老原 補正予算についてですが、がん検診の無料クーポンの事業についてなんですけれども、過去に無料クーポンを送付されて、過去に未受診者の方に対して、再度送るということでしょうか、これ過去何年でしたでしょうか。何年分ですか。

○成人健診課長 この無料クーポン券は、女性の乳がん及び子宮がん検診が平成21年度から実施されました。したがって、今年度で5年間を経過いたしまして、一回り経過いたしました。しかしながら、国が目標とする受診率向上の成果が顕著にあらわれていないというような状況で国のほうとしては、その無料クーポン券を出して、受診されなかった方に再度受診勧奨を行うというような方向に転換したということでございます。

○海老原 再度送るということなんですけれども、前回受けなかった方、受けなかった理由があると思うんですね、受けられなかったり、忙しかったりとかいろいろ。なので、今回送るに当たって、前回と何か違った受けやすくなるような工夫とかPRみたいなものはありますか。

○成人健診課長 無料クーポン券、その事業に対しましては5年間行ったわけですが、今委員御指摘のように事情はさまざまでございます。特に女性の場合、子宮がんのほうは年齢的に20歳からということで、若年の方が多いということでなかなか検診の意義とか、そういうPRが不足していたというようなこともございまして、これは国も含めて、地方も含めて、啓発に力を入れたところでございますが、特にその傾向を調べてみますと、無料のクーポン券の来た年は受けるんですが、それが次の年の検診につながっていかないと、継続していかないと現状がございしますので、今回国は今まで無料のクーポン券を送った方に再度PRを含めて、もう一回受診をしていただくというようなことでやる事業と認識しております。以上です。

○海老原 ですから、前回と同じように送ったんではやっぱり受けられない方が多くなるんじゃないかと思うんですけれども、そこを何か受けやすくなる工夫がないと、送っても余り効果ないと思うんですけれども、何にも考えていないんですか。

○成人健診課長 国は、手法についての詳しいことは指示はありませんが、市としては、今委員がおっしゃられたようになるべく受けやすい環境ということで、特に女性に対して受けやすい環境ということで受診会場を、あと民間の、例えばショッピングセンターとか、そういうところ、今までの保健センターや近隣センターに限らず、ちょっと拡大しまして、そういうところで受けていただく。あと土曜日ですね、土日も積極的に活用して、受診機会を広げていきたいと思っております。

○海老原 ぜひ頑張っていただきたいと思います。それから、子育て支援情報提供サイトのはぐはぐ柏なんですけれども、携帯、スマートフォン対応にされるということなんですけれども、内容自体をもうちょっとわかりやすく、見やすいように改善

していただければと思います。これは要望で結構です。以上です。

○本池 生活保護費なんですけど、4億8,300万ほど償還金として出されているんですけども、いつも足らなくなるんじゃないかと思うんですけど、どうなんです、その辺は。

○次長兼生活支援課長 これは、24年度の生活保護費でして、うちのほうはその過去21から23の生活保護費の伸び率から一応24年度8%と見込んだわけなんですけれども、実際には3%でしたので、国から多く負担金をいただいた結果として、精算しますと5億近いお金を返すようになったということでございます。

○本池 じゃ、前年度、前年度の関係が今の時期に精算するわけね。そうすると、これはやっぱり一たん返して、25年度はどういうふうな状況なのか、わからないけど、まだね、全体的にはこれを充てるというわけにはいかないで、もし仮に今の状況の中で。今の状況ではどうなんでしょう、25年度は。

○次長兼生活支援課長 まず、仕組みを申し上げますと、前年度の分を翌年度に、ですから、24は25に精算すると、多くもらってれば返す、少なければ追加交付を受けるということです。25年度なんですけど、まだ正確にはわかりませんが、25年度単年度でいきますと、ほぼ同額に近いのかな、見込みに近いのかなと思うんですけど、これ26年度にまた精算しますので。ただ、市としてはどちらが得かというところも多くもらっておいたほうが得なのかなと思いますけれども、これは国のほうでうちのほうの年4回ほど実績を出しまして、それに基づいて、ある程度一方的に金額を決めてきますので、なかなか思ったようにはならないというのが現実でございます。以上です。

○本池 24年度は4%にしても3%ぐらいだったということだったんですけど、それはやっぱりふえている現状というのはずっとありますよね、生活保護そのものが。そうした中で、見積もり過ぎたという言い方なんですけど、いろいろと厳しい査定の中でそうなったということじゃないんですね。そこだけ確認をしておきます。

○次長兼生活支援課長 決してそういうことはございませんので、御安心いただければと思います。以上です。

○平野 状況をお聞きしたいんですけど、小学校、中学校のトイレ改修事業ですけど、先日新聞で新小学1年生の準備といいますか、が取り上げられていて、学校によっては和式トイレしかない学校もあるので、その和式トイレの練習をさせておきましょうと言うんですけど、しかしその練習する和式トイレがどこにもないと、学校にしかないというふうなことも言われていましたけども、ことしというか、来年度、26年度の事業で全ての学校で全ての階のトイレに洋式トイレがつくというふうに理解していいんでしょうか。

○学校施設課長 25、26でやっていますトイレの改修は基本的には避難所となります体育館のトイレ、小中のトイレの改修、それを洋式化、あとは校舎の縦の何系統かある中で、今までに改修したことの無い系統のうち1系統、ちょっと言い方が難しいですけど、校舎の中で何系統かあるうちの1系統をやっています。ですから、

この2年間ではまだ改修していない系統というのは存在します。以上です。

○平野 系統というのがわからないけど、1つの階にトイレが2つあると右の系統だけというふうなことをやっていくと、これ洋式トイレにするんでしょう。だから、全ての階に、全ての学校の全ての階に洋式トイレがあるという状況になるのかということなんです。

○学校施設課長 縦の系統というのは、階段室、階段が縦系統にあると同じく、トイレも1階、2階、3階、4階と縦にあります。それが何系統といいますか、学校には何カ所かございますから、そのうちの1カ所分を上から下まで改修しますと。当然改修したところは学校から特に要望もない限り、全て洋式化をしております。以上です。

○平野 わかりました。それで、この中の耐震補強工事の部分なんですけど、この間というか、今議会、特に太陽光発電の問題なんかも本会議で結構取り上げられたんですけれど、そのときに耐震改修をやっていると、それからこの次は大規模修繕なんか必要だということなんですけど、今これまでずっと行ってきた耐震改修工事というのは例えば学校の屋上に太陽光パネルを設置したときに、もう一度再補強しなきゃいけないぐらい余裕のない計算で工事をやっているんですか。説明を聞いていますと、いや、上にまた乗せるとなると、もう一回計算し直さなきゃならないというふうなことを言われるんですけども、そんなに余裕のない計算でこの耐震補強工事がやられてきたんでしょうか。

○学校施設課長 新耐震後の建築基準法の中では、屋上に乗せる地震荷重というのは比較的、平米当たり100キロといいまして、人間が乗っても大丈夫な形になっているんですが、その以前の建物は非歩行用といって、最低限の荷重しか見ていません。せいぜい30キロとか体育館によってはゼロキロ、積雪だけ、常置荷重という言い方をしたらいいんですか、人がそのときにいて、地震が来たときにも耐えられる荷重という言い方になると思うんですけれども、それが新耐震前の基準だと、せいぜい30キロ程度でしか見ていません。太陽光を乗せますと、物によっては平米当たり50キロぐらいになってしまう場合があります。ですから、以前も御答弁申し上げたとおり、再補強になる可能性がある。この耐震改修工事を今やっているのは、新耐震前の建物の地震に対して、今要求されている性能に近づくといいますか、その基準に満たすためにやっています。ですから、それプラスアルファというのは考えていません。以上です。

○平野 先日といいますか、大雪で特に2回目の雪のときは非常に湿った雪で重かったということで、体育館が陥没したりという被害も出ましたけれど、ビニールハウスなんか相当倒れましたけれど、今おっしょっているようなのだと非常に不安になってくるんですが、大丈夫なのかなという。

○学校施設課長 積雪荷重は、もともと設計上見られています。その積雪荷重というのは、簡単に言えば、それがもう何年もその雪がずっと続くわけではないので、短期的な荷重として見ています。それは、法律上見るようになっています。私が言

っているのは、地震時の常置荷重、それこそその建物が存在する間、ずっと上に乗っかっているとみなす荷重のことを言っています。それがせいぜいそのぐらいしかないということなんで、仮に太陽光を乗せますと、それは一、二年でなくなるわけじゃないんで、何十年ということに乗っけるんで、それに見合うだけの荷重に耐える既存の建物かどうかというのを再チェックする必要があるというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○平野 なかなか安全が確保されるといいますか、その大地震が来たときに想定している地震が来たときでも校舎が倒壊しないと、最低倒壊しないということで考えて、最低のというか、費用でやるとそういうことになるのかなと思いますけど、ちょっと不安にも感じますよね。先ほど体育館の例を言いましたけれど、体育館、屋内運動場の耐震補強工事もやられていて、先ほども言いました雪といったときに通常の雪であれば耐えられたのに、この間の雪は非常に重たい雪だったということで、そういうことが起こるわけなんですよね。そうすると、果たして大丈夫なんだろうかとやっぱり思うんですけれども、いつまでもあるわけじゃないという、もちろん解けて落ちますけど、地震に対して、常置荷重ということで計算してやっているんだということですが、実際にああいう雪で屋根が、体育館が崩れるようなことが起こると、果たしてどっちがより安全なのかわからない。この間の雪みたいなものにも耐えられる改修のほうが地震にも強いのか、地震の今の常置荷重というので計算すれば、雪にも耐えられるのか、その辺はどっちでしょう。

○学校施設課長 どっちといえますか、建物の安全に対する考え方といえますか、構造計算の考え方をございまして、当然建物の構造安全をチェックするに当たって、そういった固定荷重と積載荷重というのがあります。固定荷重というのは建物自身が持っている重さです。積載荷重というのはそういう雪ですとか、そういう地震時に乗っかっていることを想定した荷重です。ですから、先ほどの積雪の場合は際限なく、それこそ本当に大雪のところへ1日で1メートルも2メートルも降るような地域の場合と通常長い統計の中でこの辺はこのぐらいでしか積もらないという、それは地域によって積雪荷重の重さというのは変わっています。ですから、ここ千葉県は標準的には30センチ程度というふうに荷重を見えています。ですから、それと地震のときの荷重がどっちがどうのこうのというのは考え方が違いますんで、それを一概に同列に論ずることはちょっとできないというふうに考えています。以上です。

○平野 今その問題を言ったのは全国的にやはり学校の屋上を利用した太陽光発電だとか、あるいは今エアコンの設置といったときに、屋上にその太陽光発電パネルができて、自分のところの学校の、学校でというか自分たちでつくった電気がこのエアコンを動かしているんだというふうな、そういう実際は電気は売るんでしょうけれど、そういう関係からもこれからふえてくるんじゃないかなと思うんですよね。そのときに今のようにもともと今耐震補強工事やったけども、それは太陽光発電パネルを置くような、そんな余裕を持った設計じゃありませんよと言われると、何だか非常にこの時期それでいいのかなと正直思うので、27年度で終わるわけですよ。

終わるわけですがけれども、その辺の将来的な利用計画といいますか、含めた設計というか、計算というのが必要じゃないかなというふうに思いますので、その辺御検討ください。

○委員長 よろしいですね。——なければ、質疑を終結いたしまして、採決をいたします。

---

○委員長 議案第22号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時11分休憩

---

○

午後 3時24分開議

○委員長 では、委員会を再開いたします。

続いて議案第4区分、議案第29号、平成26年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について、議案第33号、平成26年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について、議案第34号、平成26年度柏市介護保険事業特別会計予算について、議案第36号、平成26年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について、議案第37号、平成26年度柏市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について及び議案第39号、平成26年度柏市病院事業会計予算についての6議案を一括して議題といたします。本6議案について質疑があれば、これを許します。

○小島 まず、予算の中から拡張と新規のものについてお伺いをしたいと思います。まず、この予算書の13ページ、概要の。不登校児童生徒の支援、これ拡大になっておりますですね。（「これ13ページから」と呼ぶ者あり）うん。（「これ13」「資料で配られたやつですね」と呼ぶ者あり）間違いか。

○委員長 概要には、概要ってこれでしょう。（「これですね」と呼ぶ者あり）

○小島 それか。資料がこれ、資料で配られたほうですね、この大きいやつですが。（私語る者あり）そうか、持っていないのか。（私語る者あり）それでは、ちょっと出てくるまでちょっとあれしまして、じゃわかるところからお願いしたいかなと思いますけれども……（私語る者あり）そうだね。ほかの人に先にやっってもらおうか。

○委員長 じゃ、ほかに。上橋委員から、じゃ先に。

○上橋 短いですから、先にさせて。概要の13ページをお開きください。最初に学校図書館活用推進事業ですが、（何事か呼ぶ者あり）これだよ、これこれ、こっこの。こっこのほうの。

○委員長 それは、今言ったんだけど、持っていないと。

○上橋 じゃ、内容を片づけて（「だから、違うんだって。それで慌てちゃってんだよ」と呼ぶ者あり）（「上橋さん、これ持っている」と呼ぶ者あり）もう老人になって、小さい字、読めないんですよ、大きい字じゃないと。小さい字読めなくて済みませんね。（「同じじゃないの」と呼ぶ者あり）そう、そう。（「ページ数が違うだけで」と呼ぶ者あり）学校図書館指導員が25年倍増なんですけど、どうなんですか。学校図書館の利用が低まっているという危機感からこうして倍増されるわけですか。

○委員長 30ページかもわからないですね。概要の30ページの大丈夫ですか、どうぞ。

○指導課統括リーダー 学校図書館は、単なる読書で使うだけではなく、調べ学習であるとかコンピューターと同時に使うような形で人が介して、子供たちの思考力、判断力、表現力というものを育てるために使うということで、どうしても人の配置が必要になってきております。

○上橋 新たに結局国の方針として、図書館を調査のためにというのは高等教育機関のあり方なんだけど、そういうものを義務教育レベルでもやっていこうという方針が国から出てきているからですか。

○指導課統括リーダー 文科省のほうで学校図書館に2つの機能を求めております、義務教育段階で。1つは、読書センター、今までのように読書を勧めるというものです。もう一つは、学習情報センターという形で主体的に子供たちが調べたり、表現したり、まとめたりという、先ほど申し上げたような学習を図書館を中心に全ての教科で行うという形になっております。

○上橋 いや、それがこのたび新たに出た国からの方針ですかということ。

○指導課統括リーダー 平成20年度に子ども読書活動サポート会議というのがございまして、そこでの答申に新たに出てきておる課題でございます。

○上橋 ことしからやろうということですね。それともう一つ、理科教育支援配置って、この理科支援員と実験助手との違いを教えてください。

○指導課長 今回考えておる理解教育支援員は、ふだん理科室の環境整備、それから実験の準備等に加えて、授業支援ということで理科の実験の授業に際して、担任の補助的な役割をするということでそこに違いが出てくると思います。

○上橋 実験助手は従来どおり。

○指導課長 実験助手のほうは、実験の準備をすると（「別」と呼ぶ者あり）はい。ということになると思います。

○上橋 じゃ、わかりました。それから、私立幼稚園就園費補助なんですけど、就園奨励費補助に加えて、市単でやるという1億5,000万もあるんで、これは幼児教育が幼稚園から保育園に移りつつあるような気がするんだけど、全般的な印象として、あえてここで市単で幼稚園就園費補助というのが出ていた理由はどうでしょうか。なぜ、ここで市単でまであえてせざるを得ない事情をお話してください。

○児童育成課長 これまで柏というのは幼児の教育、保育につきましては、当初か

ら保育については当初公立を中心に、幼稚園については私立の幼稚園を中心に今まで業務を分けて担ってきたというところがございます。今上橋委員が言われましたとおり、社会情勢からいたしますと、就労の機会、女性の方の社会進出というのもございまして、ニーズ的には保育ニーズ、保育所のニーズというのは高まってきているところではございますが、またその就園状況を見ますと、柏市の場合には私立幼稚園のほうに通われている園児が保育所に通われている園児を上回るような状況になってございます。そのような状況を見ますと、その後幼児教育をある程度担保するということもありまして、保護者の経済的負担の期限を図るということはまだ必要な施策であるというふうに担当課のほうでは考えている次第でございます。以上でございます。

○上橋 次、不登校児童生徒の支援ですが、よく似た職責があります。適応指導アドバイザー、ここで新設されて、従来からの適応指導専門指導員とこの関係はどうなるか。同じように教育相談訪問アドバイザー、新設、それから教育相談訪問指導員、よく似たのがそれぞれ2つずつあるわけでしょう。これ、どういう違いですか。

○教育研究所長 今の委員からお話ありました、いずれも適応指導アドバイザーも教育相談訪問アドバイザーも不登校児童生徒支援体制の強化ということで新たに配置したいというふうに考えております。まず、適応指導アドバイザーですが、これは適応指導教室きぼうの園のほうの指導員を指導する立場のアドバイザーでございます。それに対しまして、教育相談訪問アドバイザーのほうは柏市には3つの学習相談室がございます。そちらのほうに20名の学習相談訪問指導員がおりまして、そちらのほうを各相談室に1人ずつアドバイザーを置きまして、同様に指導員の指導、助言を行いたいというふうに考えております。いずれにしましても学校のほうの校長等への指導、助言もあわせて行っていくというふうにも考えております。以上でございます。

○上橋 アドバイザーになるような人は、どういう人がなられるわけですか。

○教育研究所長 学校への校長を中心とした指導、助言等もございますので、教職経験の豊かな方をお願いしたいというふうに考えております。

○上橋 だけど、校長を通しとするとすることは相当権威がないとだめなんだけど、この柏地区で教員を経験された方でそういう権威があるのかなという気もするんですけど、どこか中央のほうからこういうプロフェッショナルを連れてこられるということですか。どういうところから人材を発掘されますか。

○教育研究所長 教職経験の豊かで、いろいろな事案に学校の実態に合わせて指導、助言できるというふうに考えますと、やはり学校の管理職を経験した先生方等がその中の配置する中になるのかなというふうに思っております。

○上橋 じゃ、この柏地区で教員の定年、OBの方でこういう指導ですね、適応指導だとか、訪問相談で非常にあの人は適応指導、あるいは訪問相談で大変実績を上げたというような人を考えから選んでいかれるわけですね。そういうお考えですか。

○教育研究所長 やはり学校経営や各学校の生徒指導上の問題等のそういういろいろ

ろな問題に対応できる方となりますと、やはり校長、管理職等を経験した方をお願いしていればいいかなというふうに思っております。

○上橋 だけじゃだめだろうね。やっぱりその道でかなりあの人は一目を置かれたような人じゃないとできないでしょうと思うんで、やっぱりそういう人はいらっしゃるわけですか。

○教育研究所長 はい、できるだけそのように考えていきたいと思います。

○上橋 次の14ページですが、例えばさっきも議論になった耐震補強基準を満たすだけか、それ以上のものかというんだけど、例えば小学校設備施設整備で富小なんかもかなり前に耐震補強してあるんだけど、ここでまた校舎工事って出ているのはどういうこと。基準だけじゃなし、もうちょっと強化、補強するという意味ですか。

○学校施設課長 耐震工事は、その耐震表、I s 値の低い順にやっております。最終的には27年まで。当初やり始めたのがそのI s が0.3以下のから順繰り、順繰りやっていますから、その学校においても建設年度によって、I s 値が違います。それに応じて、今耐震改修を進めています。ですから、仮に以前あそこの棟はやったんだけど、またやるのかというお話があるかと思いますが、それはその耐震指標の数値の違いであって、悪い順に今進めています。それで、最終的に27年度に新耐震基準前の、俗に言う耐震性のない建物の耐震化を完了させるという予定でおります。以上です。

○上橋 一番最初に耐震補強を始めたころはまだその新基準を一番当初に、最初のころに耐震補強をやったところは新基準を満たしていなかったということですか、そうすると。

○学校施設課長 この耐震改修は、新耐震以前、新耐震後はやらなくていいんですけども、新耐震以前、56年の5月31日以前の建物で耐震性能のない建物、それを耐震診断によって、I s 値が0.3以下と0.3以上、0.6、0.6以上というふうに3段階に分かれています。当然0.3以下というのは耐震性が極めて少ない、倒壊のおそれが大いにあるという建物です。それから、耐震改修を進めていっています。それで、順繰り、順繰り、約10年かけて、今はもう0.3以上0.6以下の建物の中で残ったやつをやっています。ですから、最終的には0.6以上に理論上はなるという形になりますね。

○上橋 いや、聞こうとしているの、単純なことなんで、これだけ学校が出ているということはもう2度目の耐震工事に入るところも結構あるんじゃないですかということを知っているんだけど、そうでしょう、2度目のあれに。

○学校施設課長 はい、まさしくそのとおりです。

○上橋 棟が違うということ。

○学校施設課長 ええ、棟が違うということです。ですから、その建設年度によって、その数値が違うんで、悪い順に今やっていますということです。以上です。

○上橋 じゃ、次、早く進みます。それから、放課後子ども推進教室なんですけど、



ここで遊びの場としての重点化、土曜日に体験講座、夏休み、春休み、これはやっぱり同じ学校内でやられるということですか。

○次長兼生涯学習課長 放課後子ども教室につきましては、学校の余裕教室を使って、平日には学びの補充学習でありますステップアップ、そして土曜日には体験の場としての土曜講座というのをやっております。学校の余裕教室を利用してやっているのが実態でございます。

○上橋 これ、学童との関係はどうなりますか。

○次長兼生涯学習課長 学童との関係につきましては、学童の側から希望者がおれば、それを放課後子ども教室のほうで受け入れるというような形でございます。

○上橋 学童に来ていた子供でもここで受けるということですか。

○次長兼生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

○上橋 それから、細かいの、順序で聞くと、これにこだわらないんだけど、17番目、市立病院の基本設計委託なんだけども、富勢地区では大変な政治問題になってしまいました。明日も市長のところにも参るんですけど。

○委員長 39ページですか。

○上橋 それだと39ページで、こっちで17ページなんですけど、意外と急がれ、市当局がこれ急がれるのは驚いております。もうちょっとじっくり検討してもらえないかという気はします。それで、去年の中期計画のときには現在の市立病院が市全体から見ると、これもかなり偏っているということで、南部、中央部より南という意見がほとんどでしたね、パブリックコメントね。だから、私ども、現在よりは多少は中央に近づくような移転もやむを得ないのかという気もしておりましたが、今度もっと北のほうに移転をすると。それで、そこの病院に通う方々の交通費のことも考えていただきたいですね。南部の人は、今の病院だったら、柏駅まで来て、東武で来て、柏からバスに乗ってこれたり、今度は柏駅に来て東武でおおたかの森へ行って、さらにまたつくばエクスプレスで行くでしょう。そうすると、今よりも交通費がかかるわけですよ。病院、通院される方にとっては負担もふえる。それで、しかも駅のすぐそばじゃないから、今度の予定地というのがね。体の悪い人にとっては歩くのもきついと思うね。将来的にはバス便も開発されていかれるんだと思うけども、とにかくここに持っていく積極的な理由としては市のほうの主張しているのはがんセンターと辻仲病院で高度医療化が図られるとおっしゃるんだけども、市立病院ってそんなもんじゃないでしょう。なぜ市立病院をつくったか。かつて市立病院の希望が市民からたくさん上がってきて、慈恵医大病院に30億円の金をやって、今の慈恵病院できたけども、これが高度医療をやるもんですから、市民病院にならなかったんですよ。慈恵医大に行ってみると、もう県外がたくさんいる。もう一度市民のための病院が欲しいということで、今の市立病院ができたわけ。そうすると、市立病院を高度医療機関にする必要はないわけだ。何であっちに持っていかれるんですか。いろいろうわさは聞いていますよ。答弁。

○保健福祉総務課副参事 今回用地の選定に当たりましては、まず最初に庁内で検

討の会議を開きまして、14カ所、まず出していただいております。その中から今回最終的に今2カ所に絞られた、審議会のほうで2カ所に絞られております。（私語する者あり）はい。そちらのほう为上橋委員がおっしゃられております柏の北部の中央地区と、あと現地ということになっております。それぞれメリット、デメリットがございます。現地でのメリットといたしましては、確かにこれまで中央医療の貢献ということで、現在御利用いただいている方々からの信頼感、安心感とかを得られるということが挙げられております。ただ、デメリットといたしまして、今度建てかえとなりますと、敷地の形状、確かに広い敷地はございます。ただ、あの真ん中に今介護老人保健施設はみんぐがございまして、既存施設が制約となっておりまして、機能的に、今回自由な設計、合理的な設計ができないというような、ちょっと工夫を要するということが挙げられております。あと小児科医の確保に向けた取り組みといたしましてもより一層、ちょっと難しさがあるということが留意事項として上がっております。柏北部、中央地区の場合でありますと、こちらのほうは今後の発展が期待される地域ということと、確かにがんセンター等々がございまして、あと今後発展が期待される地域で、医療の集積地として新たな付加価値、こちらが期待されているとともに小児科医などの医療従事者の確保にとっても必要な環境として期待できる、交通の便がございましてとか、そういうことで期待できる面もございます。ただ、デメリットといたしましては、やはり委員おっしゃられているとおり、市中心部よりさらに北へ動くということとなっております、これまで利用していただいている方々への配慮や周辺医療機関との新たな連携調整がまた必要になってきております。用地取得に要する、また経費のほうが新たな必要になってくるというような形が懸案されております。今後こちらの候補地の選定に当たりましては、それぞれの候補地で見えてまいりましたこちらの留意事項を踏まえまして、31年度当初に開院を目指すとしたスケジュールにおくれを来さないように市のほうで慎重に今後判断していきたいと考えております。以上です。

○上橋 いわゆる北部、中央地区について、メリットで述べられたうちの医療集積と言われるけど、市民病院には要らないんだよ。要らないんだよ。また、市民病院にして、これ第2の慈恵病院みたいなものになったってだめなんだよ。市民が気軽にいつでも行ってかかれる病院じゃないとだめなの。今の慈恵病院みたいに半日も待たされる病院になっちゃったらだめなんで、医療集積なんか凶る必要ないですよ。あの地区は、辻仲とがんセンターに任せておけばいい。高度医療なんかする必要は全くありません。誰がそんなことを言うんですか。医療集積が必要だなんて、審議会の誰が言った。答弁下さい。

○保健福祉総務課副参事 今回市立病院の建てかえに当たりましては、小児救急、こちらのほうの充実をまず第1番として挙げております。それから、救急、あと感染症、あと災害、そういうような形でそういうのを実現するというので、小児科医の確保、こちらが一番重要な課題として上がっております。小児救急をまず1番として挙げておりますので、そちらを実現するというので、高度な医療というこ

とではなく、まずそちらのほうが1番ということになってございます。以上です。

○上橋 あなたの意見を聞いていると、富勢は不便なところだから、小児科医が集まらないようなことを言っているが、今市立病院の医師は立派なお医者さんばかりですよ。へんぴな場所だと言っているけれども、立派な医師が集まっている。なぜ現時点で小児科医が集まらない、そんなこと、勝手に独断するんですか。今だって、立派な医師が集まっているんだから、ここで、富勢で現状の場所で小児科医をやろうとすれば、立派な小児科医が集まります。そういうことを検討しないで、ここで集まらないって何でそんなことを決めてかかるんですか。おかしいよ。ある目的のために誘導しているんじゃないの。

○保健福祉総務課副参事 そちらのほう、まだ決まっているわけでもございませんで、これから先ほどの留意事項を踏まえて、いろいろ検討した結果を出して行って、それでこれから来年度に向けて決めていくという形になってございます。

○上橋 うそ言っちゃいけないよ、あなた。うそ言っちゃいけないよ。あそこでは小児科医が集まらなると今言ったじゃないか。それがもう既定の事実であるかのごとくして、北部中央地区に移ると言っているじゃないか。こんなの選定理由から外してください。あなた、そんなことを言うんだったら、今市立病院のお医者さんの質が悪いと言っているのと同じことになるよ。

○保健福祉部理事 今議論になっている候補地の選定に当たりましては、今言ったメリット、デメリットも当然あるんですけども、その審議会の中で選定の留意事項というのが明確にされています。それ現地に当たりましては、今言ったように敷地利用の工夫、それから小児科医確保に向けた取り組みが必要だということを留意事項に挙げています。

○上橋 それは、北部中央地区に持ってきたって同じですよ。医師が集まるかどうかは医療機関の内容であって、場所じゃないですよ。

○保健福祉部理事 小児科医につきましては、これはもう全国的に非常に希少価値というか、非常に人数が少なく、どこにおいても集めづらいと、これはもう大学、医局、どこの病院でも集まりづらいです。それで、特に病院に出す場合、少人数ずつ、1人、2人という形で出すんじゃないくて、大学としてはまとめた数、8人、10人という人数出して、疲弊しないように、小児科医、夜勤がございしますので、そういう出し方をしております。希少価値がある上で、なおかつ出す病院も限られているので、非常に確保が難しいという職種です。そういった意味で、今上橋委員おっしゃったように、場所がどこであれ、非常に難しいんですけども、なおかつ労働環境だとか疲弊しないような場所に病院を出すという意向がはっきりしていますので、そういう努力は必要だということで留意事項になっています。

○上橋 また、理事も同じようなことを言うんだけど、富勢はそんな悪い場所ですか。そんな悪い場所ですか。あのキャンパスの周辺がそんなにいい場所で、富勢には医師も大学もチームで小児科を出してくれるに値しないような悪い場所ですか。あなた、それと言っているのと同じだよ。と同時に今現在あの市立病院で勤務して

いる人が、医師は立派な人だと思う。立派な人が来られるんですよ。もう小児科医についてだけはあそこにもう大学は出さないなんて、そんな判断やめてくださいよ。答弁。

○保健福祉部理事 今現地の富勢が非常に悪いと言っている意味じゃなくて、（私語する者あり）留意事項……（私語する者あり）

○委員長 どうぞ、続けてください。

○保健福祉部理事 小児科医は、どこにおいても非常に出すのは難しいということの説明しております。それから、あと候補地の2番目としても留意事項が出ていまして、そこにおいては現利用者を当然配慮、それから新たな財源の確保と経費節減の努力、それから現地をどうするかという検討も必要だと、同じように現地においても、それから北部の中央地区の場合でも留意事項が出ていまして、これを丁寧に全部検証して、それで決めていこうということでございます。

○上橋 答弁、うそを言っているね。現状の地区では、小児科、あの病床をつくるのに、そこでしかもどこかの大学のチームで小児科を出してもらいたい。けども、富勢では難しいとおっしゃったじゃないの。それ、何の根拠でそんなことを言う。あの地区が劣悪な地区だという以外の理由では考えられませんよ。何が劣悪なの。放射能なの。何ですか。放射能をあそこに置いたのは、柏市じゃないの。

○委員長 まだ、今理事はそう決まったわけじゃないという言い方をされています。

○上橋 わかった。だったら、最後言いますけど、富勢では小児科医が集めにくい、富勢というか、現状の病院では集めにくいと、これは除いてくださいね。事情は全く同じだと思います、あのキャンパス地区のほうも。それだけ言ってください。

次、いつも議論になるんだけど、またことしも高齢者いきいきプラン、ノーマライゼーションかしわプランでコンサル料がまたがぼんと出る。300億か500億出るんだけど、このコンサル業者というのは大体このプランについてもマニュアル持って、名前をぼんぼん、ぼんぼん、名前と数字を変えるだけでつくるんだ。こういうコンサル業者をもうけさせるようなことはもうできるだけやめてほしい。もう癖になっちゃっているんで。皆さんもお忙しいんだけど、よく言われるんだけど、どこかの大学の大学院生にやらせたほうがおもしろいのできるかもしれぬという声を聞くんで、毎年、毎年莫大な金がこれで消えること、非常に残念でございます。

それともう一つ、障害福祉就労支援センターというのがございます。これは、大体これ本来は障害者の支援、就労支援の場所だと思っているんですけど、今度は介護予防についてもこれ障害福祉就労支援センターということが出ているんですけど、ちょっとこのことを御説明いただいて、介護予防もそこでできるわけですか。

○委員長 いきいきプランも聞きますか。

○上橋 いきいきプランとノーマライゼーションと。

○委員長 今の2点の答弁をお願いします。

○上橋 いきいきプランじゃない。

○委員長 いきいきプランは要らないの。

○上橋 介護予防事業。

○委員長 介護予防だけでいいんですか。じゃ、介護予防だけの答弁で。どうぞ。

○障害福祉就労支援センター所長 介護予防事業の中に就労支援センターの名前が載っている、どうしてというか、なぜかという御質問になるかと思うんですけども、就労支援センター、もともと身体障害者福祉センターということで、作業療法士、理学療法士が障害者の機能訓練、また理学療法士の専門性を生かすということで、介護予防事業の一部分を事業として担っているところございました。平成23年度に障害福祉就労支援センターということで、名称が変わって、新しく動き出したんですが、もともと持っていました事業の障害者の機能訓練と介護予防事業、そのまま継続して続いているという状況でございます。事業自体は、作業療法士、理学療法士が一次予防と二次予防もございまして、今までは2次予防の介護予防事業、取り組んでいました。今度元気な高齢者の方を元気な状態を保っていただくということで、一次予防にも少し取り組んでほしいという政策の中でうちに配属されています理学療法士の力を有効に生かしていきたいというところで介護予防事業の一部分を担っているという実態となっております。

○上橋 ちなみに、場所はウェルネスですか。

○障害福祉就労支援センター所長 二次予防の運動でからだ元気塾というのが以前からずっと継続して事業として展開してきたんですが、火曜日にはセンターにあります機能訓練室を会場に予防事業を実施していました。

○上橋 センターってどこでしたっけ。

○障害福祉就労支援センター所長 済みません。教育福祉会館の1階になります。木曜日については、南部老人福祉センターを会場に借りて、週2回、二次予防事業を実施していました。昨年度から今度一次予防事業、ロコモティブシンドロームに注目した介護予防事業を試行的に始めまして、今年度は3会場、アミューゼ柏、西原近隣センター、あと富士見町のふるさと会館を会場に3カ所、試行的にやってきまして、これはお年をとった方がやっぱり健康でいたいという、そういうニーズが非常に高いということで、26年度、来年度からは会場を年でいくと13会場にふやしてやっていくという計画を今立てているところです。

○上橋 今度、生活保護の関連法の改正のことについて伺いますが、生活困窮者自立支援モデルで、ここで概要の18ページなんですけども、新法で新たに始まったプログラムというのがこの中に出ていますか、新法。

○次長兼生活支援課長 生活保護法の一部改正につきましては、まだ新しい法律は適用されておらずで、こちらのほうの生活困窮者の総合相談事業のことを言っているんじゃないかなと思うんですけども。

○上橋 両方、両方。1点だけ。新法で始まったものがあるけど。

○次長兼生活支援課長 これは、生活困窮者自立支援法といまして、27年の4月から始まります。その前段階として、25、26がモデル事業として柏市は手挙げをしまして、やっている事業でございます。

○上橋 具体的にはどう。相談事業。

○次長兼生活支援課長 具体的には現在やっているモデル事業は、自立相談支援事業と、それから就労準備支援事業、それから家計相談支援事業、この3つをやっておりまして、一番最初に言いました自立相談支援事業が市としてやっていかなければいけない必須事業ですので、27年度からはどこの市町村でもやっていくというようなことになっております。以上です。

○上橋 もう最後、保育士の問題、保育士確保支援事業ですが、町によっては保育士を目指す人に奨学金を出したりとかという町も聞くんですけど、柏ではどういうことをされますか、保育士の不足に対応して。

○次長兼保育課長 今委員おっしゃるのは流山の事例かと思うんですが、流山は独自で判断したと思います。確かに柏市でも調査研究という部分ではしてもいいんですが、保育士だけが対象じゃなくて、介護士、保育士、あと看護師ですか、全てなかなか人手が足りない、要は担い手不足と言われている部分ですね。保育士だけが今ちょっと注目されていますが、私ちょっと個人的な意見も含みますが、ちょっと平準化して考えなくちゃいけない部分を含めて、いろいろ研究してみたいとは考えております。以上です。

○上橋 まだ、具体的にこれを26年度やるというものはまだないの。

○次長兼保育課長 今のところ、現在ございません。

○上橋 以上で終わります。

○小島 では、先ほど途中でちょっと概要がなかったものですから、ちょっと今お借りしまして、拡張とまた新規の事業についてお伺いしてまいりたいと思います。まずもって、31ページ、概要の、拡張の中で、不登校児童生徒の支援ということで、新しく、先ほど上橋委員が言っておりましたけども、適応指導アドバイザー、これ1人新設しと、それから教育相談、訪問アドバイザー、この人たちのあれは大体決まっていたっけ、さっきの答弁の中で。ちょっとお伺いします。

○教育研究所長 決まっているというのは人でしょうか。済みません。

○委員長 人が決まっているのかどうかって。

○小島 だから、これ4月からやるわけでしょう、事業として。その中で、採用、当然パートだと思いますけれども、その中で決まっているか決まっていないか、このアドバイザー1人、それから教育相談アドバイザー、これ3人と、計4人ですね。これについてお伺いしたいということです。

○教育研究所長 お答え申し上げます。今のところ、人選をしているところでございます。

○小島 人選という形、まだいないということですね。

○教育研究所長 いえ、予定として今当たっているところでございます。

○小島 わかりました。それについて、1人当たり、これ週に何回ぐらいの形で出すんですか。この派遣という形になるんですか。

○教育研究所長 週3日勤務ということで、いずれのアドバイザーの方も年間136

日ということで考えております。

○小島　すると、これ週2日で、年間136日限度という形になるわけですね。

○教育研究所長　済みません。週3日でございます。

○小島　3日ですね。

○教育研究所長　はい。

○小島　136日という限度という形になるということですね

○教育研究所長　はい。

○小島　その中で、生徒に対する登校指導だから、当然いろいろなアドバイスはすると思うんですけども、当然そういう不登校生徒がなくなれば、大変いいかなというふうに思っておりますので、ぜひともいい人を採用して、ひとつやっていただければというふうに思うところでございます。

じゃ、次に同じく新しく教師力、学校力向上ということで、教育研究専門アドバイザー2人、これも新設になっておりますけれども、これは2人で、小中学校あるかと思うんですけども、どういう形の中で動くんですか。

○教育研究所長　教職員の学校へのサポートを強化するという目的で、この2人を配置していきたいという予定でおります。学校の組織力や教職員の指導力を強化する、向上させるということで、教職員の研修及び学校訪問をして、指導、助言等校長先生初め、担任の先生等への指導、助言としていきたいと考えておりますので、今のところ、小学校、中学校という分け方ではなく、教職経験者の職層に合わせて分けたり、あるいはその辺、これからまたさらに細かく検討してまいりたいなというふうに考えております。

○小島　この方2人についてもまだ募集、選考中ということですか。もう決まっているんですか。

○教育研究所長　予定はしております。

○小島　しております。

○教育研究所長　はい。

○小島　そうすると、当然小中学校、随分あるから、2人の中でいろんな勉強会、先生方集めたり、そのほうが1回である程度済むかと思っておりますけれども、2人でこれから間に合うと思えますか。

○教育研究所長　やってみなきゃ、ちょっとあれなんですけれども、とにかくうまく効率よく、うまく研修、計画等を立てまして、あるいは学校訪問等をしていただくような形をとっていきたいなど、今のところは考えております。

○小島　ひとつよろしく頑張っていただければというふうに思うところです。もし足りないようであれば、また来年度、そういう形の中で出していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、38ページ、動物愛護ふれあいセンター管理事業、これ新しいんですね。69万3千800円ということなんですが、26年4月開所、これはもうできているの、開所だから。ちょっとお伺いします。

○生活衛生課長 ただいま動物愛護センター建設中で4月1日のオープンに向かって、最後の調整中でございます。以上です。

○小島 これ、場所どこだっけ。ちょっとうっかりして、申しわけないんですが。

○生活衛生課長 場所は、風早公園ということになっております。

○小島 風早公園のところね。ちょっと勉強不足で申しわけなかったですね。ひとつこれは4月1日から一応ということになりますけれども、この中でいろいろな事業がありますけれども、主なあれはどのような形になりますか。一つの代表的なものになりますと、ふれあいセンターという一つの事業でございますけれども。

○生活衛生課長 動物愛護ふれあいセンターの業務内容といたしましては、狂犬病予防法に基づく犬、猫の保護、抑留、それから動物愛護及び管理に関する法律によります動物の保護、収容、それに基づきます犬、動物の正しい飼い方の推進、それから収容した動物の譲渡等々、いろいろな動物に係る行政を考えております。

○小島 ある町会において、前にも相談したことあるかと思えます、保健所ですね。猫なんか放しっ放しで困るという中で、おしっこのにおいがしてしようがないとかという中で、隣近所になかなか言えないと、こういうことあるんですね。だから、そういうものを電話なり、あれしたときには当然来ていただいた中で保護するなりなんなりしていただけるんですか。

○生活衛生課長 猫に関しましては、捕獲ということではできませんので、猫の寿命の生きている間は繁殖をさせない形で生命を全うさせるという形で、今避妊去勢手術の助成を行っております。あと、その飼い主がわかる方に関しましては、飼い方の指導等も行っております。以上です。

○小島 それでは、ある程度個人的でもあそこのうちで困ったというときには行っただけということ認識してよろしいですか。

○生活衛生課長 はい、結構でございます。

○小島 わかりました。

次に、先ほど上橋委員も大分ちょっと興奮していましたけど、その中で新しい病院、これはあくまでも2候補地、2つで絞られたということで、認識でよろしいですね。

○保健福祉総務課副参事 はい、そのとおりでございます。まだ決定はしておりません。2つに絞られたというところでございます。

○小島 あくまでも2つに絞られたと、まだどちらと決定はしていないということよろしいですね。

○保健福祉総務課副参事 はい、そうでございます。

○小島 はい、わかりました。

次に、同じく39ページかな、新しく高齢者福祉団体活動支援。これ光ヶ丘の地区をモデルとして、24年度にこれNPO組織ということなんですけれども、これはどういう仕事で、どういうNPOの形の中でやっているのかちょっと御説明をお願いします。



○高年齢者支援課長 この新規の事業につきましては、地域の見守りとかごみ出し等の、あるいは電気の交換など、ちょっとした支え合い事業というのがなかなか、必要なんですけど、進んできていないというところで、24年度にNPOの法人から市民協働提案事業ということで提案がありました。それで、事業の実施についてはNPOではなくて、地域の団体、町会とかふる協だとか、そういったところが主になってやっていただくんですけども、そこにサポートするような形で、そういう活動を広めていけないかということで、市の中でも高年齢者支援課、それから地域支援課、あと社会福祉協議会のほうとも相談をしながら、どんな形で地元、進めていったらいいかなということで話し合ってきました。それで、予算がある程度見通しがつきましたので、ことしの1月にこのNPO法人、VAICコミュニティケア研究所というところが東中新宿に事務所があるものですから、その地域、光ヶ丘の地域をモデルとして、地域として支え合い活動を具体的な形で、NPOと、それから地域の団体が連携して進められるような活動をどんな形でやれば汎用化できるかということモデル的に実施していきたいと思っております。これを光ヶ丘だけではなくて、ほかの地域においても同じような形で地域展開できるんじゃないかということで考えているところです。以上です。

○小島 いや、これすばらしいことなんですけれども、今役所でやっている社会福祉協議会でやるものと、それから高年齢者支援でやるものと、同じルールで上がってくるんですね。こういうことやめてもらいたいですよ。社会福祉協議会でこういう提案出た。じゃ、高年齢者福祉課の中でどうするかということ、お互いに議論をして、初めて地域のほうにおろしていただきたい。今我々もそうなんです。実際にごみ出し運動やりましょうということで社会福祉協議会に出ます。だけど、実際に町会では行政のほうからいろんな高年齢者支援という在宅見回りということでやっているわけですね。各地域でもやっていますね。その中で社教ではこう来る、役所ではこう来る、これは一番いけない、事業としてはだめです。これは、やっぱり両方議論して、初めて地域のためにこうなるんだよということで出してもらわないと、みんな手間取っちゃうんですよ。じゃ、我々今、今度新しくごみ出し運動募集して、ボランティアで本当にやりますよ。その中で、じゃ支援する方、無料では出しづらいただろうという中で、500円調整します、年間ね。そのかわりボランティアはただですよと、そういう形でやっているんですけども、これからまた今こういうふうに市でやっているわけでしょう。そういうことのないように、役所と、それから社会福祉協議会、これを早く一本化しろと言っているんですけども、なかなかできないということなんですけれども、やっぱりお互いに事業をするときにはお話をして、地域のためになるんだしたら、1つの事業にしておろしてもらわないと困るということ、これは強く要望しておきます。

次に、地域包括、これは恐らく三師会からいただいた中の事業の一つに入ろうかと思っておりますけれども、これが私たち一番心配しているのは在宅医療という形の中で、今東大が入っていただいて、これからいろんな形の中で事業をしていくと思っております

けれども、これ東大、最終的に出ていったときに役所で全部やっていかれると思いますか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。この包括の高齢社会到来に備えていくと、医療、介護、住まい、予防、生活支援、この包括システムということで、実際に今豊四季団地でいただいた、市でいただいた建物があるわけでしょう。それが実際に東大とかみんな引かれて、医師会、柏市ですと運営できると思いますか。それだけちょっと。

○保健福祉部長 御質問のこの地域包括ケアシステムでございますが、東大を含めて、医師会や行政などと連携してやっております。最終的には市民に直接サービスを提供する柏市や三師会の皆様ほか、退職者の方々との連携体制がもう整いつつございますので、御懸念の東大がある意味この事業から一たんは引くタイミングが出てくるかと思えますけれども、それは残された我々のほうで一生懸命できるような体制はできつつありますし、4月以降、一つ一つ事例を重ねながら力をつけていきたいと思っております。以上です。

○小島 これは何とか成功させて、中央、それから在宅医療について、南部、中央、北部という形の中で、柏の医師会の連携の中で包括センターを中心として、各地域のその中でいい福祉をしていただきたいと、また皆さんが在宅で本当に静養できるような状況を進めていただきたいと、これは要望でお願いしておきます。

続きまして、40ページ、生活困窮者、これ先ほど上橋委員もちょっと言っていますけれども、実際にどういう保護者に自立をさせるのか、どういうところでさせるのか、いろいろな形あるかと思えますけれども、その点、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○次長兼生活支援課長 今現在先ほども言わせていただきましたけど、モデル事業が25年度、本格的には10月ぐらいから実施しております、ウェルネスの中にあるあいネットというところでやっております。どのように支援していくかということなんですけれども、生活保護になる前の方、例えば失業して職を失ったというような方の相談を受けて、寄り添い型でハローワークと一緒に行って、職を探してあげて、自立に導くとか、そういったことをやっていただく事業で、生活保護に、言葉は悪いんですけど、陥らない形で自立していただくということで、先ほど言いましたが、27年4月から生活困窮者自立支援法というのが施行されますので、その前段階としてモデル的に生活困窮者を1人でも生活保護に行かないようにということでやっている事業でございます。以上です。

○小島 これ、約5,500万という1つの支援金の中でございますけれども、それは我々思うのには確かに自立支援、また行政の中でそういう一つの後援というんですか、応援する形の中でやっていかなくちゃいけないかと思っておりますけれども、実際に今柏市でそういう10月から始めて、どのぐらい来ておりますか。支援する人、どのくらいいますか。

○福祉活動推進課長 現在は、モデル事業で福祉活動推進課で行っておりますので、状況を御説明いたします。昨年の10月から立ち上げを行いまして、2月18日現在に

において153名の利用者の支援をさせていただいております。具体的には就労支援と、2月には5名の方が面接を受けまして、2名が選考中で、1名が採用ということで、経過状況でございますが、現在も継続して対応しております。以上でございます。

○小島 それでは、10月から153名、その中には就職できた方等もいるという中で、役に立っておるという中で、27年度も本格的になるとは思いますけれども、ひとつなるべく生活保護にならないような、ひとつ役所としてやっていただければというふうに思います。

次に、先ほどもちょっと言いました、上橋委員も言っておりましたけれども、41番、この私立認定こども園移行支援ということで、今幼稚園で新しく手挙げする園ありますか、ちょっと聞きたいんですが。

○児童育成課長 認定こどもの整備につきまして、今現在御相談、実際に事業着手というのが1カ所予定されているところはございます。以上でございます。

○小島 これ、目標は何園ぐらいになっているんですか、市としては。

○児童育成課長 この認定こども園、幼保連携型の認定こども園でございますが、これはまず国のほうでも待機児童解消の加速化プランというのが出されまして、その中のメニューの一つとして、この整備事業補助がございます。実際に新しい幼保連携型の認定こども園に移行するかどうかという一番大きな判断のポイントというのが、今国の子ども・子育て会議で議論をされているところなんです、その運営費をどう賄うか。公定価格というのが今議論をされているところでございます。その公定価格がまだ今現在では示されておられませんので、実際に幼稚園の経営者にとってみて、その認定こども園に移行したほうが経営的に有利なのかどうかという判断が現行はまだできないような状況になっておりますので、その公定価格が示された後、国のほうでいろいろと意向調査等も行われるというふうには聞いておりますので、その時点にならないと、実際に柏市でどのぐらいの幼稚園が認定こども園に移行するのかというのは明確にはならないと考えております。ただ、今待機児童も柏市は発生しておりますので、その待機児童を解消するというのを考えますれば、その認定こども園という制度に移行することによって、保育に欠ける子供たちを預かれる施設という形になっていきますので、そちらの移行についても市のほうではできるだけこういう補助制度を使いながら支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小島 よく幼稚園、今やっている人に会うときにちょっと聞いたら、いや、とてもじゃないが、できないよと、実際に運営する今の幼稚園の中で利益があるかないか、まだここまで完全には出ていないと思うんだね。事故があったときには困るということもあろうかと思っておりますけれども、これは早く国のほうといろいろ準備しながら、待機児童解消のためにもひとつやっていただければというふうに思うところでございますけれども、ただし私立幼稚園でございますから、いろいろなことあろうかと思っておりますけれども、ぜひとも国のほうとも予算をいっぱいいただいて、何とかしていただければと、こういうふうに思うところでございます。要望をお願い

します。

以上、大体、もう一つこの新規事業の中で保育士確保、これどこの行政もそうですけれども、対応に苦慮しているという中でございますけれども、柏市の場合、そういう保育所支援、保育所の支援ということについて、ちょっとだけ一言お願いできればと思います。

○次長兼保育課長 保育士確保については、昨年11月から実際私立認可保育園協議会及び幼稚園協議会、あと行政、この3つで課題意識等を検討しようということで、一応立ち上げてあります。その中で、幼稚園、保育園、おのこの諸事情が違いますので、保育士対策としてという面では共同で行政が中心となって、共同で例えば服飾フェアなど、合同説明会、それから現地へバスで養成校等へお願いして、一緒になって卒園する、卒業する保育士を確保、事前に確保するために現地を見てもらうというふうな計画も今回の予算の中に一部含まれております。1幼稚園、1保育園だけじゃなくて、市全体として保育所を確保していこうという事業でございます。以上です。

○小島 本当に大変な人の確保のことについては、各保育所についても大変だろうと思いますけれども、ひとつ人材を集めていただきたい、支援をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○海老原 では、予算の概要からお伺いさせていただきます。まず、30ページ、学力の向上で学びづくりフロンティアプロジェクトなんですけれども、25年度2校取り組んで、大変すばらしい効果が上がっているということなんですけれども、これは26年度は新たに2地区追加して、合計4地区で実施するということよろしいですか。

○指導課統括リーダー 新たに追加しません。2地区のまま継続でいきます。

○海老原 では、拡大というのはこの2、指導員の人数がふえたということのみなんでしょうか。

○指導課統括リーダー 拡大につきましては、配置する指導員の日数、それからサポート教員の人数、あと理科教育支援員の新規という形で拡大という形になります。

○海老原 そうすると、この土中学校区と風早中学校区においては、昨年度から継続してやってきて、新たにサポート教員も入れ、理科教育支援員も入れて、すごく充実はされると思うんですけれど、こういった成果をここだけじゃなくて、やっぱり各地域に広げて行っていただきたいと思うんですけれども、そこはどのようにお考えですか。

○指導課統括リーダー 25年度に実施しました学びづくりフロンティアプロジェクトで、学校図書館指導員を3日配置いたしました。それによって、読書量、それから事業での活用量がふえまして、それによりましては今年度学校図書館指導員の拡充と、全校に要望に基づいて拡充していくという形になっております。また、サポート教員も今まで1名という形で入れていましたが、この学校に複数を入れることによって、さらに効果の検証を図っていくという形で効果の検証をしながら全校に

広めていくという形にしております。

○海老原 では、今後各地域に拡大されることを期待したいと思います。それから、学校図書館の活用なんですけれども、指導員を倍増されて、各学校で図書館活用が今後しっかりと行われていくと思うんですけれども、学校図書館の中の本の選定とかふやす、そういう決定というのはどのように行われているんでしょう。

○指導課統括リーダー 本の選定につきましては、各学校長のもとに各学校の図書館担当者、それから各教科の担当者、学年の担当者、それが集まって本の選定をして、購入をしております。

○海老原 学校の要望に沿えるように予算面においても充実していただきたいと思うんですけれども、あと調べ学習も大事なんですけれども、やはり文学作品だとか、偉人の伝記だとか、そういったものもしっかりと事業の中で取り組めるように今後取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

それから、サポート教員の配置なんですけれども、代表質問でもちょっと取り上げたんですけれども、中学校においては、指導上のサポートということがメインで今配置されているということなんですけれども、特に学校から生徒指導上問題が、困難を抱えているので、配置してもらいたいという要望が非常に多いんでしょうか。

○学校教育課長 中学校20校ありますが、生徒指導上やっぱりそういう人手が欲しいという要望を上げてくる学校も現にございます。

○海老原 学習指導において、サポートが必要と言われる中学校はないんですか。

○学校教育課長 もちろん数学あるいは英語等、教科書の中でチームティーチングあるいは少人数指導という形を充実させるために必要だという学校ももちろんございます。以上です。

○海老原 その生徒指導上のサポートという先生もそれだけ行っているわけじゃなくて教科の指導も行える先生なんですよね。

○学校教育課長 もちろんサポート教員全て教員免許を有しているという者を採用しておりますので、それだけに固執することなく、通常はやはり教科指導等に当たっているということになります。

○海老原 わかりました。きょう午前中、中学校の卒業式に出席してきたんですけれども、ことしは250名を超える生徒が全員進学をしたというふうなことで、大変式もすばらしいものでした。今後もそういった学校がふえていくことをぜひ皆さんで頑張っていて、しっかりと中学生の未来に向かって指導を強化していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、私立幼稚園の41ページ、長時間預かり保育等運営支援事業なんですけど、ほとんどの私立幼稚園が預かり保育を行っている中で、さらに保育園並みの預かり保育を行うところにさらに補助を出すということなんですけれども、見通しとしては何園ぐらいこれを実施される予定でしょうか。

○児童育成課長 こちらの制度につきましては、国の待機児童解消加速化プランに示された事業ということになりますが、見込みといたしましては、現在予算上8園

ほど見込んで予算を計上させていただいておるところでございます。

○海老原 済みません、予算上ではなくて、実際にやったださるといふ幼稚園が何園あるか。

○児童育成課長 まだ、実際にこちらの補助金を活用して、事業を実施していただけるかどうかという具体のお話はこれから幼稚園サイドとさせていただく予定にございますので、今のところ、もう確実にこの補助金を使って預かり保育を実施するといふところにつきましては、今確実なのは1カ所程度といふところでございます。

○海老原 これは、幼稚園に対して、そういった人的な補充をするために予算が当然かかるので、補助を出すことも大切だと思うんですけど、利用者にとってもやはり利用料が高いと、保育園に預けたほうがいいといふことになってしまうので、ぜひその辺もバランスを見ていただきたいと思うんです、今後。

次に参ります。一時保育の拡充なんですけれども、これも何園程度見込まれるのか、また全体で何人ぐらいの枠がとれるのか。あと予約制なんでしょうか。

○次長兼保育課長 一時保育の拡充事業です。今現在一時保育実施しているのが公立4園、あと民間の私立が15園、たしか19園で一時保育を実施しております。今回の拡充は、一応利用できる理由が仕事、緊急、リフレと、この3つを対象にしているんですが、なかなかリフレッシュの理由で一時保育を利用できないという声があります。そのようなことからとりあえず公立4園、今のところ予定しているのが豊四季保育園、増尾保育園、名戸ヶ谷保育園、高野台保育園、この4園でとりあえずリフレに特化した、要するに理由が何でもいいんですが、お母様、お父様方の心のリフレッシュですか、そういうことを目的にとりあえずやってみると。利用時間帯はやはり午前、午後に分けて、2名、2名で、マックス4名といふことで今考えております。（「各園ですか」と呼ぶ者あり）各園です。ですから、マックスでいうと1園4名ですから、四四、十六と、16人が最大といふことになると思います。以上です。

○海老原 予約制ですか。

○次長兼保育課長 一応予約制です。

○海老原 これもやはり利用料が余り高いと、やっぱりそれだけ出してまで自分がリフレッシュするべきなのかといふところに至ってしまうので、一体1時間幾らぐらいで。

○次長兼保育課長 現行の一時保育と同じ同一単価を考えておりますので、少しお待ちください。8時半から5時まで預かった場合、ゼロから2歳児で2,300円、3歳児以上が1,100円と、こういうパターンです。

○海老原 わかりました。現状の一時保育は、一時保育といえども常時利用されている方が、フルタイムじゃない方が、あるいは待機している方が利用されていますよね。なかなかリフレッシュとかで利用したくても利用できない状況にあるので、今後この事業を継続していただいて、また利用しやすいように検討を加えていっていただけたらと思います。

それから、子供の医療費なんですけれど、本会議でもずっといろんな議員から質問があって、経緯もよくわかるんですけれど、本当に子供を育てている立場からすると、私も質問で言わせていただきましたけれど、やっぱり子供って夜間とか休日とかにぐあいが悪くなるのがよくあるんですよね。その場合、助成を受けられる方は200円で済むんですけれど、そうでない方はそこに夜間休日時間外の加算も入ってしまうんです。あとインフルエンザとかノロウイルスとかというと、もう家族そろってかかって、夜間救急に家族で来ちゃうということもあるんです。そうすると、本当に子供の分だけでも助成があるとすごくありがたいと思うんです。確かに所得があるんだから、経済的支援は要らないじゃないかというふうに言われてしまえば、そうなんですけれど、これを子育て支援として、また定住促進として、柏市がやるに当たって、段階的にちまちまやっても全然インパクトがないんですよ。やるんだったら、一気にばしっとやらないと、どこにも取り上げられないし、柏市が子育て支援やっていますと言ってもそれみんなやっているよという話なんです。ですから、8月の実施までにもう一度再検討していただきたいと思うんですけど、副市長、いかがでしょうか。

○関口副市長 なかなか、今回決定させてもらったんですが、何とか今の財政事情の中で中3までを拡大するときにはこういった所得の関係を導入せざるを得なかったというのが事実でございます。

○海老原 柏市を、いろいろPRしようとしてもやっぱり他に秀でるところがないと、PRしても意味がないと思うんです。子供たちをもうこれからは社会で育てていこうという時代に、国がどうだとか言ってもやっぱり柏の子供ですから、柏市で育てる、この子供たちが将来大きくなっても柏で子育てをまたしてもらいたいというふうに考えるんだしたら、これは額が高いとか安いとか、できるとかできないとか、そういう問題じゃないと思うんです。柏市の低所得者対策、全ての低所得者対策は高額所得者がいるから、行えることなんです。そうですね。そうですね。たった1割の方にこの負担をかけるというのはどうなんですか。再検討をしていただきたいと思います。

○関口副市長 まず、今回1歩出たということで御理解をお願いしたいと思います。

○海老原 1歩出たというか、後から追っかけているという感じなんで、他市より1歩出ていただきたいと思います。

次に行きます。ちょっと戻っちゃって恐縮なんですけれど、市立病院の基本設計なんですけれども、これ普通に考えて、設計を行うに当たっては用地が決まっていないと設計を行えないんじゃないかと思うんですけれど、そこはどうなんでしょう。

○保健福祉総務課副参事 今回の予算に関しましてですが、国交省告示に基づきます平米当たりの病院の設計業務料、こちらのほうの人工から求めてございます。2万平米という面積に人工を掛けまして、それでトータルの設計料を1億9,500万円、それに対して、基本設計と実施設計が3対7という割合で、それで6,318万円という形で今回の予算の計上はされてございます。

○海老原 額の問題じゃなくて、敷地が決まっていなければ、敷地の形状も違うし、配置も違うし、方角も違うし、それで設計って行えるんですか。

○保健福祉総務課副参事 確かに用地が決まるまでは発注はできません。現在31年度の開院を目指して、それにおくれないように来年度早々までに何とか決めたいと考えてございます。ですから、用地が決まってからの発注になります。

○海老原 じゃ、来年度早々に用地を決めるということですね

○保健福祉総務課副参事 はい、そうです。

○海老原 1つ確認したいんですけれど、審議会の分科会の議事録、全部読んだんですけれど、2つに絞る前に14個あって、その後8個ぐらいに絞りましたよね。その中で大した検討せずには何か現地建てかえを一番可能性が高いのかよく検討して、もう一個ないといけないからって、その北部になっているんですけれど、じゃ後の6個というのはどうでもよかったのかなという印象が起きるんですね。北柏なんかは、駅からも近いですし、駐車場が立体とか周辺対策とかというのは書かれていたんですけれど、敷地が狭いということで落とされているみたいなんですけれど、敷地が狭いんだったら、最初から候補に載らなかったんじゃないかなと思うんですが、北柏では不可能なんですか。

○保健福祉総務課副参事 今回の選定に当たりましては、最初14候補地出ましてそこからまず評価項目の基準項目として、まず敷地面積の確保、あと交通アクセスの状況、合意形成の要素、土地の利用状況、都市基盤、インフラの整備状況、あとコストの面から、まずそこから4カ所に絞りました。その4カ所の中から最終的に2カ所になったんですけれども、委員御指摘の北柏の駅前でございますよね。そちらのほうは、北柏の駅前は確かに今回4カ所で縛られていて、その中で内容的には4カ所まで残ったんですけれど、その中でよりよいものを選んだ際に現地ともう一つ、その審議会の中で柏北部地区がいいということで、この2カ所に絞られたという、こちらの選定委員会の案件といたしましては4件出したんですが、その中で今回の審議会の分科会の中でこの2点に絞られたという形になります。ですから、そこまでは残っていたわけなんですけれども。

○海老原 用地選定は、本当に単に資金の問題とかだけじゃなくて、慎重に考えていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。高齢者福祉団体活動支援補助、先ほども小島委員からもいろいろ質疑がございましたが、1回100円取っているというのはこの事業ですか。

○高齢者支援課長 まだ、これ事業としてはこれから地域のほうと相談して、具体的に新しくつくっていくというような事業ですので、それは地域の方と一緒に相談しながら、内容を詰めていくというような形で、まだ取っかえてやっているところはあるかもしれませんが、このところについては新規の事業ということで扱っております。これをモデルにして、またほかの地域で拡大して、柏市全域でやれるような形のモデルとしていきたいということで考えているところです。

○海老原 先ほどの御説明では、24年度に協働提案事業として上がって、今までや



ってきたわけですね。その中では料金を取っているんですか。

○高年齢者支援課長 今までやってきたというのは内部のほうで地域のほうとどういった形でこの提案事業を持っていったらいいかというようなことで、市の内部でも地域支援課、先ほど小島委員からありましたように、市の中での地域支援課と我々の高年齢者支援課、それから社会福祉協議会と足並みをそろって地域のほうにばらばらに行くんじゃないで、一緒に市役所として、一緒に形で進めていかなければいけないということで、それで団体のほうとも含めて調整してきました。それで、ことしになってから光ヶ丘のふる協のほうに話をしまして、先週の土曜日にも役員会の中でNPOがサポートしながら、実際の地域での展開をこれから進めていきたいというようなところで話しているところで、まだ具体的な形ではこれからというものです。以上です。

○海老原 あと40ページの生活困窮者等総合相談事業、これが先ほども現在153名の実績があるというお話だったんですが、対象者にこの事業があることをどのように広報されるのでしょうか。

○福祉活動推進課長 現在までのモデル事業でございますので、これは民生委員とか通じまして御説明のほうをさせていただいております。以上でございます。また、今後この展開に応じまして、ホームページ等、また広報等周知のほうを検討いたします。以上でございます。

○海老原 なかなか失業したり、あとは本当に生活保護になってしまうような方々というのは、その情報を入手する手段が乏しいと思われまますので、その周知の仕方については、ちょっと工夫をしていただきたいというふうに思います。

最後に、組織の見直しについてなんですけれども、49ページに今回こども部の組織の改正が載っているんですけれども、これ副市長にお聞きしたいんですけれども、現状のこども政策室ですか、そちらに女性職員がいらっしゃるんですね。いらっしゃるんですよね。その子育て支援考えるときに、子育て経験がある女性の職員たくさんいると思うんですけれども、そういった人はなぜ入っていないのかなというのが私すごく疑問に思ったんです。やっぱり皆さん、行政経験がベテランなので、企画することは得意だとは思いますが、やっぱり利用者の立場に立った政策を立案するということでは経験にまさるものはないと思うんですよね。なので、はい。

○こども部長 今委員から御指摘のありました件につきましては、今こども政策室と今度子育て支援、児童育成課でやっている子育て支援を統合して、子育て支援課という部署を今度つくるんですけれども、その中には確かに今おっしゃったような女性の視点、子育てに実際にかかっている女性の視点が重要になってきますので、その辺の女性の職員の配置につきましては、今回の人事要望の中で強く関係部署のほうには要求してございますので、その辺はかなうというふうに認識しております。以上でございます。

○海老原 ぜひ御配慮をお願いいたします。

○こども部長 はい、わかりました。

○海老原 以上です。

○平野 じゃ、保育の問題から。当初予算の概要の41ページですけれども、この2月7日に認可保育園の第二次審査ですか、の通知が発表が送られて、その結果、何人の方が入所待ちになっているのか、残されているのかというのはまず御報告お願いします。

○次長兼保育課長 今現在集計中で、正確な数字は今のところ申し上げられないということです。なぜかと申しますと、今内定通知は出しているんです。内定の入園通知出しているんですが、辞退、要するに自分が希望した園に対して、何らかの事由、もしかしたら転出とか、いろいろ事由あるんですが、数字が動いている状況なので、確定次第、御報告したいということでお願いしたいと思います。

○平野 おおよそでいいんですけど、何人までにならなくてもいいんですが、おおよそどれぐらいになりそうなのか。

○委員長 話せる範囲で話せますか。

○次長兼保育課長 一次審査の段階の数字ですけども、130人ぐらい、約です、130人ぐらいが保留になっているという数字でございます。

○平野 二次審査ですから、多少減るんだろうとは思いますが、先ほど海老原委員が言っていた、例えば一時預かりだとか、あるいはちょっと利用しづらいのかもしれないけど、ファミリーサポートセンターだとか、あるいは認可外の保育施設であるとか、今この保留になっている方たちというのは認可保育園に入る資格があるというか、その基準は超えている、クリアしているんだけど、入れないという方ですよ。その方たちがそういう別の認可外施設や一時預かりやファミリーサポートとか、ファミリーサポートというのはずっと預かってくれるのをこれには書いていないんですけど、そういうのを利用したときに、やはり利用料金というのは、これは認可保育園に預けたのと同程度の、1カ月利用したとして、負担になるのが正しいんじゃないかなと思うんですが、そういうお考えはないですか。

○次長兼保育課長 公立保育園の保育料については当然国費が入っています。柏市の場合は、今大体国費の水準を75%に抑えて、25%、市から持ち出しているという状況です。そういうことを考えますと、実際柏市が国から支援を受けているという、単純に特定財源だけの考え方をすると、恐らく4割ぐらいしか国から支援されていないというふうに判断していますので、そのほかは市が持ち出している。要は保育料プラス市の持ち出しで園の運営費を出しているという考え方でございますので、保育料等についても、認可外の保育料についても駅前認証については賃料、家賃とかについても法人そのものに支援していますし、あと保育ルームですね。認可外で12園ありますが、については個人的に扶助、補助を両面からサポートしていますので、そういう面での市の支援体制というのはできていると考えております。以上です。

○平野 できているというのはそういう制度はあるんだけど、当然保育に欠ける

子で認可保育園申し込んでいる人で、認可保育園に入れないという方たちは認可保育園に入ったときの基準と同額の負担でそういうところも利用できるという考え方が当然じゃないかなと思うんですが、その程度まで補助ができていて、支援ができていてというふうに認識していますか。

○次長兼保育課長 実質認可外については、運営法人の運営方針もありますが、公立の保育園の保育料から見れば、割高だというふうには認識はしております。

○平野 先ほどの海老原委員の発言にもありましたけども、やはり高いという、一時預かりにしても2,300円から1,100円というところで、例えば5時間預ければ、自分のパート代以上にかかってしまうというふうなことであれば、やはりもっと保育園に、認可保育園に入れたときと同等の保育料相当額に抑えるべきだというふうに思うんです。そのように思います。保育士の確保が大変だということは先ほどもお話ありました。それで、私、これ教員のほうは心配ないのかなと思うんですけど、この30ページの生きる力を育む学校教育の推進で、さまざまな、30ページから31ページにかけて、今回非常に大きな専門職の拡大を行いました。この方たちが例えば生徒指導アドバイザーだとか、スクールサポーターだとか、あるいはサポート教員とか、こういう方たちはほぼ常勤なのか、この予算からしますと、二百数十万から三百数十万の年間の賃金になるのかなと思うんですが、学校図書館指導員で、単純にこの予算を人数で割りますと52人で108万円ですよ。その下の理科教育支援員、この予算で割りますと96万円になりますよね。それは、週のうちの3日だとか、その3日も1日何時間であるというふうなことでそういう計算になるんでしょうけど、この適応教室、希望の園の関係だとか、教育相談訪問アドバイザーだとか、こういう方たちもこの予算でこの人数全部割ると、やっぱり90万円なんですよ。今言ったような人たちはこういう待遇で十分にもう4月から確保されるんでしょうか。

○学校教育部長 確かに委員御指摘のとおり、同じような事業を他市でもやっておりますし、県の講師をやる希望の方もいますし、再任用を希望する方も大勢いますので、なかなか人員の確保というのは容易ではないんですけども、4月に向けて、どうにか大丈夫、確保できると、ここに上程しておりますものはですね。ただ、賃金につきましては、給与面は確かに大事なんですけども、給与だけでこの仕事を選ぶという、それが第1目的の方というのはほとんどいけませんので、やはり子供たちのためにという、そういう方が多いですので、給与面では特に心配はしていません。以上です。

○平野 やはりそれだけというか、やりがいだとか使命感だとか、そういうことももちろんそういう方が応募するでしょうけれども、やはり待遇面で、これではやはり余りにも低いんじゃないかというふうに思いますので、さらに充実させていただきたいなというふうに思います。もう何かにらまれているから、もう時間も5時過ぎましたですね。(私語する者あり)

生活保護と、それから生活困窮者等総合相談事業って、先ほど再三取り上げられていますけれども、先ほど生活支援課長のお話は生活困窮者が1人でも生活保護を

利用する前に自立できるように支援をするのがこの生活困窮者総合相談事業だということなのですが、明確に線引きといいますか、生活保護の基準というのがあるわけで、その基準以下の人がこの生活困窮者等総合相談事業って相談に来たときに対応はどうされるのかというのをまずお聞きしたい。

○次長兼生活支援課長 今おっしゃったことは当然のことだと思います。私どもそれが一番心配しているところなんですけれども、今まで福祉活動推進課のほうで25年度はやっていました。27年度から本格実施ということで、27年度から生活支援課でということも考えたんですけれども、今委員おっしゃったような問題もございしますので、1年前倒しでやりまして、これから27年度の実施に向けて、連携をどうとっていくか、それを決めていきたいということで、今年度生活支援課に所管がえしたというようなことで両方へ、例えば生活支援課のほうに総合相談のほうの方が来たり、逆の場合もあると思いますけれども、それをきちんとフォローしていけるような体制をこれからきちっとつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

○平野 これは、本会議でも紹介されたかもしれませんが、生活保護法の一部改正につけられた附帯決議の中で、いろいろあるわけなんですけど、こういうこと言いますと、いわゆる水際作戦と、その生活保護の要保護状態にあるにもかかわらず、申請させないで追い返すだとか、別の制度を紹介するだとか、そういうことがあってはならないということは国会の決議の中にも書かれていますし、だからこの生活相談事業というのがそういうふうにご利用されては本来の趣旨と違いうらうというふうに思いますので、ぜひその辺は十分にこの制度の運用に当たっては注意していただきたいなというふうに思うんですが、どうですか。

○次長兼生活支援課長 十分注意して、きちんと対応して、生活保護が必要な方には生活保護ができるようにやっていきたいと思います。以上です。

○平野 それで、この金額を上下で、その生活保護受給者の自立支援事業として、就労支援相談員だとか、高校進学支援プログラム、ひきこもり自立支援プログラム、就労意欲環境支援プログラム、こういうプログラムがあって、1,995万円が計上されているわけなんですけど、どっちがどっちというわけじゃないですけど、この金額を見ますと、一方は既に生活保護を受けている、多分人数もそちらのほうが多いだろう。対象とする人数が多いでしょうけども、そこが1,900万円で、こちらの相談事業が5,580万円ということになると、ちょっと何か首をかしげるところがあるんですね。生活保護を受けている人にも、あるいは子供たちの進学だとかそういうことにももっとお金をかけて、お金も人もかけていいんじゃないのかなと、この事業との、相談事業との関連で言いますと。

○次長兼生活支援課長 金額的に今おっしゃったとおりだと思うんですけども、上のほうの生活保護者の自立支援事業につきましては、今現在でケースワーカーが33名支援しているのにプラスして、就労支援とか特化した事業でやっておりますので、一概に比較はできないと思います。以上です。

○平野 わかりました。ちょっと戻りますけれど、31ページに新年度の予算で柏の葉小学校の児童数増加に対応して増築校舎を整備、設計建築工事管理委託等というので、1億2,020万円あります。その下にある900万円なんですが、柏の葉小学校（小中連携設計）柏北部中央地区新設中学校用地に柏の葉小学校の教室不足に対応した校舎を整備すると、その施設の概要としては、6クラス×3学年で18クラス、プラス特別教室をつくるんだと、当初は小学校6クラス、中学校12クラスで使用開始と、どういう構想なのかというのがちょっと見えにくいんですけど。

○学校施設課長 この3事業の概要についてちょっと述べさせていただきます。まず、一番最初の柏の葉小学校増築事業ですが、今の柏の葉小学校の開校が24年4月1日なんですが、当初から生徒数がふえるというような、推計上わかっていました。それがちょうど28年度に不足するということで、まず1つは現柏の葉小学校の現校舎の西側のもともとの増築予定地のところに2階建ての8教室を建てます。それが1つの、最初の柏の葉の増築事業です。それが26年度設計を行いまして、来年の3月の議会に工事議案として上げて、27年度中に工事をやって、28年の4月1日供用というのが1つの、一番最初の柏の葉の増築事業です。その下の2つの柏の葉の小学校の小中連携と中学校の新設ですが、今ある柏の葉小学校のちょうど道路を隔てた反対側が中学校用地になっております。これが柏の葉小学校の生徒数の受け入れですとか、近隣校の生徒数の増、それを吸収するというので、中学校を建てるんですが、その中学校と一体的に小学校分の6教室を建てると。見た目は中学校の校舎なんですが、小学校のほうから連絡橋で中学校の敷地に入って、小学校のブロックと中学校のブロックがあると。最初が小学校分が6クラス、中学校が12クラス、計18クラスという規模で考えています。この2つは、一体の建物ですから、26年度が基本設計、27年度が実施設計と、この2カ年の事業で今のところ計画しております。以上です。

○平野 それは、ここで言いますと、中学校用地に柏の葉小学校の教室不足に対応した校舎を建設して書いていますから、そこを小学生が利用するのは一時的なんですとか、それともその小中連携して書いてあるので、その中学校の校地の中で小学生が学べるスペースをつくろうということなの。どっちなんですか。

○学校施設課長 基本的には柏の葉小学校が最終的には30クラスになるというふうに見込んでいます。それに現敷地の中では最大でも24クラスしかできませんので、残りの6クラスを中学校用地に確保すると、同じ建物なんですが、いずれは小学校が少なくなって、中学生が少なくなると、それは自動的に小学校の6クラス分が中学校になっていくと、最終的には中学校が18クラスになると、そういうことです。以上です。

○平野 わかりました。教育の問題では、就学援助の問題をしたいんです。この予算に関する説明書では、新年度、就学援助関係経費として、1億1,286万9,000円が計上されているわけなんですが、これは昨年と比べると減額になるんですね。昨年は、1億1,937万8,000円ですから、700万円ぐらい減額になるんですが、今の状況か

ら言いますと、先ほど春闘でベースアップの話したばかりですけれども、それが今後どんなふうに影響していくかはわかりませんが、とにかくこれまでの状況で言いますと、賃金は、給料は下がり続けてきたわけなんです。これは、本会議でも日下議員も取り上げましたけど、24年と25年の比較でも262人マイナスになったんですね。その理由については、さまざまあるんでしょうけど、幾つかあるんでしょうけれど、さらに26年度減るといふふうに見通しているんでしょうか。

○**学校教育課長** 今委員おっしゃるように、24年から25年度にかけて、確かに認定の率にしますと10.4%弱から今年度、今現在9.52%という形になっています。この分の減収の率については、人数的には250名というところなんですけど、それを勘案しまして、大体基準自体を下げるわけではございませんので、申請者数の減というところから今回計上しております。

○**平野** つまりその申請者も減るし、認定者も減るだろうという見通しなんです。その辺がちょっと今の状況、客観的な状況と申しますか、じゃこの就学援助の対象世帯というか、児童が100%カバーできているのかというのと、私はそうじゃないだろうと思うんです。例えば全員に、小中学生全員の保護者からその申請を出してもらおうと、必ず出してもらおう、出してもらって、審査した結果、これだけでしたというんなら、ほぼ100%必要な方はこの制度が利用できているというふうに言えるんでしょうけども、今申請ですから、申請が全部でないですから、そうは言えないだろうと思うんで、減っていくという理屈がちょっとわからない。これから経済状況が好転していくのか、今の小中学生の保護者の経済状況がよくなる、所得の状況がよくなっていくというふうにお考えなのか、多分私は逆じゃないかなと思うんです。まだ補足できていないほうが多いんじゃないのかなというふうに思うんですけど。

○**学校教育課長** 今の柏市内の小中学校の認定者数から見ても、周知につきましては、本当に漏れがないように各小中学校のほうに周知をしております。特に新1年生につきましては、小学校、中学校ともに中学校については、小学校6年生の段階で全員に周知の文書、各学校から全校生徒に配布をしております。それから、単年度でするので、毎年度末になりますと、これも小中学校全校生徒に向けて、この就学援助の案内という文書は毎年配布をしております。したがって、周知不足というふうにはこちらとしては捉えていないところなんですけど、以上です。

○**平野** できれば、全員に出していただくという方向に行けば、今言った周知不足とは考えないということですが、やはり客観的に柏の子供たちは、この使える制度はみんなが使っていますよというためにはそういう方向に行くべきじゃないかなというふうに思います。それから、もう一つは、最近柏市はマンションや戸建て住宅、持ち家の世帯と、それから借家、賃貸住宅の世帯と基準額が違うんですね。それは、生活保護の基準にのっとって、その生活保護基準の1.5倍ということですから、住宅がある方は生活保護もその住宅扶助分がつかないから、だから就学援助についても持ち家の方はその分が減りますよと。基準額で言うと、5万9,000円×12カ月分の金額が持ち家の方のほうで基準額が低くなるわけなんですけど、所得制限が。それは、

私は柏市も国もその持ち家政策といえますか、を勧めて、住宅をできるだけ買ってほしいと、柏でもマンションも次々建っていくし、地域に行けば、戸建て住宅がどんどん建っています。こういうところに来てほしい、柏に来てほしいと言ってきている方に対して、そういう持ち家か、借家かで基準を変えるというのは、私は正しくないといえども言ってきたんですが、最近そういう別扱いをやめて、例えば川崎なんかもそうでしょうけど、持ち家の方も、借家の方も同じという基準でこれで起用しているところもふえているので、ぜひそれも考える必要あるかなというふうに思います。というのは、結局その考え方というのは持ち家だったら、低くていいでしょうというのは、結局家、お金が経済的に大変で、子供を学校に通わせるのは大変でしたら、まず家を売ってくださいよという、最終的にはそういうことにつながっていくんだろうと思うんですよ。だから、それは子供の教育の機会均等だとか、義務教育の趣旨からいえば、それは違うでしょうというふうに思いますので、ぜひ柏市の今の就学援助の状況というのは1.5倍の、生活保護基準の1.5倍というのは、非常に周りの自治体と比べても高く評価される場所ですし、その辺はよく頑張っているんだなというふうに思いますので、さらに柏で子育てしてよかったと、柏の学校に通ってよかったと言える状況をさらにつくっていただきというふうに要望しておきます。

それと、これちょっと難しい話なんですけど、この予算書の438ページですが、これ概要には出ていないですよ。学力学習状況調査事業委託2,096万円、学力テストですけども、これは今後さらにあちこちの自治体で大きな問題になると思うんですけども、これまでの文部科学省の学力テスト、全国一斉の学力調査の運用の指針といえますか、では個別の学校だとか学校名の公表なんかは避けるということだったと思うんですが、一部自治体ではそうやって学校名を公表して、順位づけをすること首長の主導でそういう方向に行っているところもあるし、またこれが実際に学力テストやられて、それがまとめられる時期になると必ず問題になってくると思うんですけども、現時点ではこの成績の学校別の公表だとか、私はやるべきじゃないと思います。さらに、その競争を激化させていくことになるのでと思うんですが、この方向というのは既に何かお持ちでしょうか。

○教育長 次年度の全国の学力学習状況調査、いわゆる文科省がやる国の調査についても新しい要綱がもう発表されておまして、公表については、成績等の一覧表あるいは順序をつけた一覧表等は発表しないということで要綱に書かれておられます。各学校の平均点、その他について、各学校がまた独自で発表することは構わないというようなことになっておまして、また市が各学校の平均点等を、先ほどの一覧表はしないというふうに書かれていますが、発表するときには該当の学校や校長とよく相談してということになっていきますので、基本的には文科省が定めた要綱に従って、役に立つ公表をしたい、子供たちの学力をよく分析して、次、学習活動に行かせるような、役に立つ公表や分析をしたいというふうに思っています。

○平野 この文部科学省の要綱といえますか、ここにも、保護者や地域住民に対し

て説明責任を果たすためという意味でそういう公表の仕方ということは、それぞれに委ねると、判断委ねるけれども、いきなりの学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないということと、それから序列化につながらない取り組みが必要というふうにも言っていると思うんですよね。ですから、それで全国中学校長会や小学校長会もこういう個別の成績の公表をやろうとすれば、できる内容になっているので、そのことについては、十分に配慮事項、十分に遵守した公表のあり方について検討するようにお願いしますということを言っていますので、ぜひそういう方向で慎重にこれは取り扱ってほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、今年度の途中からですけれども、これは220ページですけど、重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費として40万円が計上されているんですね。委員会での説明であるとか、議会での答弁見ますと、その対象となる、その支援の対象となる方が少ないではないかということが指摘されたんですが、この40万円というのはさらにこれ対象者が広がったというふうに言えるのか、それともやっぱり広がらないのか、どちらでしょう。

○障害福祉課長 ALSの患者につきましては、ことしに入って、福祉サービスを使っていらっしゃる方、たしか20名ほどだったと思うんですけども、全世帯、この事業について説明してまいりました。その中で、利用の意向を示された方が2名いらっしゃいます。その2名分について予算計上をさせていただいております。1人当たり1時間2,000円ほどの報酬がかかりますので、1人当たりの最大上限100時間として、1人20万、そして2人で40万という形で計上させていただいています。

○平野 この問題でのやりとりの中では、単身者に準じるというふうな規定がその対象を狭めることになるんじゃないかということでもありましたが、そのように記憶しているんですが、2人の方が来年度そういうことで手を挙げているということですので、その利用の状況だとか、その効果だとか、反応を見ながらさらにその対象を拡大していけるように、ぜひ努力していただきたいなと思うんです。

それと、68ページにこの教育費雑入のところで、発電電力売却代というのが60万円あるんです。これは、柏の葉小学校、南部小学校もあるんですか、この内容について、ちょっと御説明ください。

○学校財務室長 御指摘の60万円は、柏の葉小学校で発電した電力の売却代でございます。

○平野 当初の計画の中にも位置づけられていたかと思うんですけども、この60万円というのは例えば学校の一日の電力消費量と比べたときに、比較したときに1日分というか、例えば何日分といいますか、1カ月分とか賄う金額なんでしょうか。どれくらいなんでしょうか。

○学校財務室長 済みません。ちょっと今その資料、手持ちで持ち合わせていないので、後日御説明でよろしいでしょうか。済みません。

○委員長 いいですか。



○平野 はい。

○委員長 じゃ、後日でいいです。

○平野 その柏の葉小学校を見に行ったときの感じではそんなにたくさんのパネルを張ったわけではないなというふうにも印象にあるんですが、あるいはフィルム状のものもありましたよね。だから、そういうことで割と気軽にできるんじゃないかなと、先ほど学校施設課の耐震補強の話じゃないけど、そういう大げさじゃなくてももっと気軽にこういうのはできるんじゃないのかなというふうにも思います。ちなみに、ほかのところ見ますと、南部クリーンセンターでは1,000万円売電で計上していますので、そういうことでもこういう分野はさらに拡充して行っていただきたいというふうに思います。それぐらいにしておきましょうか。

○本池 まず、概要の中で26ページのいじめ不登校の関係です。いじめについては、いろいろと本会議でも御指摘をいたしましたけれども、今回第三者機関もつくっていただいたということで、いろいろと。ただ、ここに書かれているいろんな人たちを各学校に配置したり、あるいは回ったりすることで、本当にいじめがなくなるんだらうかというのが正直な疑問です。だから、そういう点、もちろんなくするために配置をして、お金をつけているんだから、その効果が上がらないと困るんですけども、なくて上がらなければいいんですけれども、あつてわからなくて上がらないということになると、やっぱり大変でしょうけれども、その辺は本当にどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうね。

○指導課長 今回のいじめ対策連絡協議会初め、生徒指導アドバイザー、スクールサポーター、そういうものについては、いじめの防止と、それからいじめがいざ起こったときの対応ということで考えておまして、最大限教育委員会として、できる限りのことをやっていくつもりでございます。以上です。

○本池 もちろん来年度からの施行なんて、ぜひそういう意味では早期の発見ということで頑張っていたいただきたいんです。以前ちょっと末永議員からも電話行ったと思うんですが、新聞にいじめのサインの発見シートというのが、ちょっとこれはカラーじゃなくて、ごめんなさい。カラーだったんですが、これはコピーしたものなんですが、新聞に広告と一緒に入っていたんですね。これを読んでいたら、ほとんどこれをきちっと見ていれば、ある程度そういう人たちを置かなくても逆に発見できるんじゃないかなと思うんです。だから、私はこの保存版って書いてありますけれども、これは政府の広報の文部科学省から出しているいじめのサイン発見シートということで、登校前に朝起きてこない、あるいは布団からなかなか出てこないとか、朝になると体のぐあいが悪いと言って、学校を休みたがるとか、遅刻や早退がふえたとか、食欲がなくなったり、黙って食べるようになるとか、いろんな、本当にサインがある程度これを読めば、親御さんも、また学校に行っても学校の先生も、中学校になると担任しか、先生そのものは教室に、担任の先生が決まってもなかなか授業のときしか来ないということあるかもしれないけど、給食は一緒に食べるということだったんで、そういう意味で、私はこれぜひ教育委員会から全

校生徒にと、あと学校の保存ということで、ぜひこういうことに気をつけてくださいと、私は使ったほうがいいと思うんです、増刷りして、その辺はいかがでしょう。見ていると思いますけど、部長も。

○**学校教育部長** 新聞の折り込みチラシに入っていて、全国に文科省より配布されたわけですが、私もちょっと議員にお答えするときに、勘違いして間違っておりまして、今度お話ししに行こうかなと思っていたんですけども、実は柏市で同じようなチェックシートを平成24年度と平成25年度、2年間にわたって配っております。内容もほとんど同じようなものですので、これを学校で増刷りをして、全家庭に配るようにしているということですので、もう既にやっております。

○**本池** それ、ぜひ事前にいただければ、あえて時間とって、そういう意味では私も子供もみんな卒業して、いないものですから、小学校、中学校には。そういう意味では、逆に議員にも全部配っていただいたかしら、もしあれだったら。じゃ、私が見落としたのかな。もしそういうのがぜひ皆さんにもこういういいことを逆に知らせるといことでは、ぜひそういう意味ではこういうのを参考にしてくださいと、いろいろと相談を受けるじゃないですか、私たちも。そういう点ではこういうの、もし親御のところへ行っていなかったら、こういうの行っているはずだからといって、また逆に増刷りして渡せることもできるでしょう。そういう配慮というのは、私ちょっと気がつかなかったんで、私が気がつかなかったらごめんなさい。配っていただいたんだったら、また見ますけれども。

○**学校教育部長** 全校児童生徒、家庭には配ったんですけど、議員のほうには……課長、配っていない。すぐお持ちします。

○**本池** じゃ、それはぜひ皆さんも持っていたほうが私いいと思う、すごく、これと一緒にどうかは見ていないから、何とも言えないんですけども、そういうんだったら、逆にこの前自殺した子も含めて、お母さんが言っていたことみんな当てはまるんですよ、そういう意味では。そういうことが行っていたとしたら、保護者のほうが逆に見ていなかった、もらっていなかったのか、見ていなかったのか、あれだけれども、やっぱりそういうことをいろいろと気をつけていけば、おかしいな、うちの子はって、ある程度心配な部分も含めて、学校に問い合わせしたり、あるいは教育委員会にということ、ここには御家族だけで悩まずに心配なことは学校へ相談しましょうと、でも学校は悪いけれども、こういう言い方して失礼ですけども、隠したがる、隠蔽的なことも含めて、そういう部分もあるんで、だったらまた教育委員会というのがあるし、ここに24時間いじめ相談ダイヤルというのもきちっとこれ入っていますよね。柏市のは入っていないかわからないけれども、そういった点では私はもう少し、現実に柏市で亡くなったんですから、そういう意味では重大ないじめはなかったという報告はあったんですが、いじめそのものは富勢中にも今もありますので、そういう点ではぜひこれは再度私たちにいただけると同時に、ちょっと喚起をしていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

それから、不登校の関係です。不登校の関係で、これもまたいろんな方たちがい

ろいろとやるということは書いてあるんですけども、今現実に五小のほうで不登校、長期欠席という形で、お子さんいらっしゃいますよね。そういったときに、私はちょっとしたあれはけがだったと思うんですけども、じゃどうするのって教育委員会に事故、事故と言うのか言わないのかは別として、けがしたのは学校でけがしたわけですから、その対応と事務処理ということで書いてあるんですけども、これ見ていてもはっきり言って、教務主任と担任の判断で授業を続けさせたとか、いろいろ書いてあるんですね、あの報告書を見たら書いてあったんですけども、そういった点では親に知らせるというのが一番最後の連絡体制の中にだけ入っていて、現実にこの中には全然入っていないのね、親御さんに知らせるということ自体が。今回の場合もそのことが原因で、1つの食い違いですよ、学校との。食い違いの中でずっとそのお子さんは長期欠席をされているんですよ。そういった形含めて、学校に原因があるのか、どこに原因があるのか、私にはわからないですけども、とりあえず現実として、お子さんがもう1年5カ月、6カ月になりますよね。登校していないということ含めて、そういう対応はこういう人たちを今度配置したことによって、きちっとなるんでしょうか。

○**学校教育部長** いろんなケースがありますけれども、今度こういった人を配置することでこういった本当に難しいケース、学校と保護者の間でわだかまりがあって、そういったことが原因で子供が学校に行っていないという、こういったケースにも対応できる、相談とか、いろんな学校への指導、アドバイスは今以上にできるというふうに思っております。

○**本池** そうなるといいんですけども、確かに今回の事例によると校長、教頭、担任、養護教員含めて、大変な時間を割いて、いろいろと連絡をとっていらっしゃるんですね。それは本当に大変だと思いますけれども、やっぱり一番最初のつまずきというんでしょうか、食い違いそのものがやっぱりずっと尾を引いて、保護者のほうの方も不信感を持って、そういうところに子供を預けられないと、それこそ市の教育委員会だけじゃなくて、県の教育委員会とか文科省までいろいろとお電話されたみたいなんですけれども、だからやっぱりそういうことも今回こういう方たちを配置をして、常勤をする人も、いじめの場合は常勤をすると書いてあったんですが、そういう不登校の関係も本当に難しいと思うんですよ。だから、現場の先生、もちろん誠意を見せなきゃいけないけれども、やっぱりそういう専門的にいろいろと親のほうの一つのかかわり方、子供とのかかわり方含めて、きちっと対応できるようになるといいと思うんですけども、その辺はこういう方たちを巡回させていくのか、それともそういう不登校がいらっしゃるころの学校を中心にやるのか、あるいはこういう今私が出した事例のようにちょっといろんな食い違いの中で尾を引いているというところを含めてどういうふうに考えていくんでしょう。

○**学校教育部長** 電話相談、家庭訪問、またこういったアドバイザーの方々が入って話し合いの場を設けると。いろんなやり方が考えられると思いますけれども、急にすぐよくなるということはなかなか難しいですので、時間がかかるとは思いま

すけれども、でも何らかのアプローチ、いろんな話し合いは進展していくんじゃないかなというふうに思っております。

○本池 わかりました。ぜひそうしてほしいと思うんです。ただ、今のこの事例の方はちょっと難しいですね。話し合いそのものを拒んでいらっしゃるし、お訪ねになっても会わないという形でかたくなにそういうふうなところ見られるので、新年度に向けて努力をしていただきたいと思いますと思うんです、それに懲りないで。やっぱりそういう点では、やっぱり子供さんが一番かわいそうというかな、子供さんもやっぱりそういうある程度自分の言ったことがちょっと否定された形の事実になっていたから、そこが食い違ったから、子供さんが言ったことがうそをついたというふうに親にやっぱりとられるわけですよ。そこのところは、親御さんもちょっと譲れないところあるみたいと、私もそれは感じました。そこのところは、何に対してもそうなんですけれども、いろいろと正確なやっぱり情報、正確な記録、いろいろととっていただかないと、そのことでやっぱり傷つくのは子供さんになるし、そのことでまた長期欠席につながったこともこういうふうにあるわけですので、ぜひそこはこれからも気をつけて、学校の先生も本当に大変だと思いますけれども、やっぱり一人一人の対応というのは担任がきちっと目を光らせなきゃいけないし、全体的には校長先生のほうの初動もちょっと違ってたんじゃないかなというのを見受けられますので、最終的な管理者はやっぱり校長先生だと思うんです。先ほどからいろいろと相談の関係もやっぱり校長先生のOBの方たちがある程度選ばれるみたいなので、そういうきちとした形で選んでいただきたいと思いますので、そこはこれからのこういう配置をしたことで、少しでも不登校の方たち、あるいはなくなるように。今ちなみに、不登校の方たち何人ぐらいつかんでいらっしゃるんでしょう、全体として。

教育研究所長 1月現在で、済みません、今資料を調べますんで。不登校が1月現在で小学生が36名、中学校が191名というふうな報告が上がっております。

○本池 今の数字聞いて、やっぱり中学校、どうしてこんなに多いんだろうというのはちょっとやっぱり考えられないんですけど、それは中学校になると、ある程度自分の自主性も出てくるから、いろんな意味で問題、一人一人違うと思うんですけれども、しっかりとこういう今回せっかく新しくいろんな形で学力向上も必要ですけれども、やっぱり学校に行くという姿勢の中で子供たちをその中、全体の中でやっぱり育てていくということにぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。次に、中央公民館の事業です。これは、これに載っていませんので、この大きいほうの予算書に485ページからずっと載っているんですけども、この公民館事業なんですけれども、この公民館事業についても今度沼南の公民館が近隣センターにかかわるということで、かなり市民の皆さんもどうなるんだろうということを心配しています。先ほどの稼働のあれもあるんですけども、結局公民館としての事業、いろいろとここにもろもろ今回も予算書載っていますよね。このことがやっぱり私は公民館じゃなきゃできないことだと思うんです。そういった点では、

近隣センターになるという1つの方向性の中、本当なのか、うそということはないわね。煙のないところにあれは立たないんで、確かに合併協議会の中では一応アミューゼ型の形で整備をするということになっているんですけども、あくまでもあれは17年度の協定ですから、それが必ず実行しなきゃいけないということは、私はないと思うんですね。だから、教育委員会として、この近隣センターになったら、公民館事業でやってきたいろんな講座を含めて、私はどういう形で市民の皆さんに説明されているんでしょうね。

○沼南公民館長 今委員のおっしゃったように、沼南公民館でやっております事業につきましては、近隣センターにつきましては、生涯学習部が生涯学習推進計画に沿って、各近隣センターを活用し、現代的課題に解決に向けた生涯学習事業を展開しておきます。沼南公民館が近隣センターになりましても同様の事業を展開していきます。以上です。

○本池 じゃ、遜色はないということですか。公民館だと、一応今の使い勝手は午前、午後、夜なんですね。近隣センターは3時間ごとなんですね。そういうこともあるいは利用料も違いますね。そういうことも含めて、今やっていらっしゃる、ここに出ている今年度は大丈夫だけれども、来年度からは近隣センター使いながら、それが継続できるというふうに保証できますか。

○沼南公民館長 今委員のおっしゃいました利用時間、公民館は4時間ですけども、近隣センターが3時間、それから料金につきましては、これは今後の話となりますので、地域づくり推進部の地域支援課のほうと利用者と今後協議していくような形になると思います。以上です。

○本池 この前ちょっとそのことでヒアリングしましたけれども、地域支援課のほうはやっぱり近隣センターとなれば、近隣センターの条例をつくらなくちゃいけないんですよ。それは、百瀬さんもあそこにいらしたから、わかっていますよね。その中で、じゃ金額違うわよね。そしたら、3時間のコマも違ってきますよね。だから、そのことで近隣センターの条例になったら、やっぱりそこはたとえ沼南公民館が近隣センターになったら、それに合わせなきゃなんないわけですよ。だから、私はそこ難しいんじゃないのと言ったんですけども、それは地域支援課のほうは今の現状といろいろと今市民の人たちたちでも確かに意見交換されているんですね。されている中で、今の公民館と同じ使い勝手としますって一応回答書が出てきているんですね。だから、私はそれは沼南公民館は4時間まではやりますよとか、金額についても同じようにやりますよという形で、本当の要望に対して、そういう答弁が一応回答として出されているんで、いや、こういうことできないんじゃないのって、近隣センターだったら、近隣センターの条例でやらなきゃならないんで、じゃ沼南の近隣センターになったら、沼南の近隣センターだけ、公民館と同じになるということは私はちょっと難しいと思うんですけども、その辺も今館長に言ってもあれなのかもしれないんですけども、どう思いますか、その辺は。

○沼南公民館長 今本池委員のほうでおっしゃった件につきましては、本会議で教

育長のほうで答弁していると思いますけども、できるだけ、沼南公民館が近隣センターにかわるといのは新たな近隣センターを建設するものではなく、昭和53年から脈々と公民館として運営していましたので、それを近隣センターにかえるということなので、できるだけ利用者のデメリットがないような方向で話し合おうということで、地域づくりのほうと教育委員会は話し合っております。そして、今意見交換の中で変えられるものについては変えていこうということで意見交換をしております。以上でございます。

○本池 私が言いたいのは、公民館は公民館の条例の中で公民館法の中でこうやって社会教育ですか、の推進のために使っているわけですよ。それをあえて近隣センターにするということは、それは合併協議会でそういう約束があったとしても私は市民の皆さんがやっぱりこのまま残してほしいという声が多いわけですから、そういった意味ではあえて今おっしゃるように、公民館そのものを解体したりするわけじゃないんだから、あれをただ近隣センターにするということなんだから、運営条項が違ってきて、今言ったいろんなことが違ってくるといことなんで、その辺は私は、だったら公民館で残してもあれがないんじゃないのということを言いたいですけど、その辺は副市長、どう思いますか、全体の中で。

○関口副市長 一、二年前から地元の方と今話し合っていますんで、できるだけ、先ほど百瀬のほうから答弁したとおり、地元の意向をできるだけ酌んで、移行していきたいということで考えております。

○本池 やっぱり移行するわけですか。わかりました。とりあえず公民館事業としてのやっぱり今までやってきたことの積み重ねを近隣センターになって、全くできないとは言わないですけども、ある程度その辺は事業も縮小されるでしょうし、4,000人ですか、4,263名の皆さんが一応こういう要望書を提出されているわけですから、今の利用者含め、本当にその団体登録されている人を含め、かなりのやっぱり稼働率もあるわけですから、あれは全体の稼働率だから、ちょっと低くなる。私は、50%いっていないと言ったんですけども、いっているところは物すごくいっているということも含めて、やっぱりそこのところはしっかりと議論をしていただきたいと思います。

じゃ、次へ行きます。27ページの地域包括ケアシステムの推進事業の関係なんです。これは、介護保険の関係で次のところに出ていると思うんですけども、39ページのほうに一応先ほどの豊四季台のと別に私が議会で質問した地域包括支援センターなんですけれども、今7カ所しかないということで、私はやっぱりこれ十分全体を網羅なくやれるかということを質問したんですが、今回はこの予算の中では地域包括支援センターそのものは新しく増設、また地域違うところを借りてやるということはないんですか。

○福祉活動推進課長 現在機能強化につままして、これについて高齢化率がかなり上がってしまして、高齢化人口も9万人を超えておりますので、これは27年から29年の介護保険事業計画、いきいきプラン21に明確に位置づけて、対応のほうをして

まいりますので、そういったことで対応しています。また、機能強化につきましては、今年度御答弁させていただいていますが、各1名の常勤職員の増を図っておりますので、今後も対応のほうをしましてまいります。以上でございます。

○本池 ぜひ本当に高齢化人口が、私たちも近いですが、どんどんふえていくと、これは日本全体の問題ですけれども、柏市も本当にきめ細かいサービス提供したり、いろいろケアシステムのもの、中核機関としての位置づけがあるわけですから、そういう意味で私は申し上げたように、やっぱり中学校区に1つぐらいつくる方向で、その27年度からつくる計画の中にしっかりと位置づけをしていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

市立病院の基本設計の関係なんですけど、これも先ほどからいろいろと議論されております。なかなか私もちょっと読んだんですけども、やっぱり北柏が一番近くて、要するに便がいいという点では一番いいんじゃないかなと考えていたんですけど、何か4カ所から2カ所になったときにもうなくなっていたんですけども、そういう意味では今のところと柏の葉ですよ。北柏がずっと消えた理由というのは何だったんだろうと、ちょっと余りよくわからなかったんですけども、その辺、もしわかっていたら教えてください。

○保健福祉総務課副参事 確かにこの間の分科会の中では、まず4候補地が出て、その中でまず現地でやったらどうなるかということをお示しして、その現地と対抗できるかといいますか、比べるとしたら、どこかを1つ残すとしたらどこになるかということになりました。北柏駅前、確かに駅に近いんですけど、あそこは土地の形状がちょっと細長く、長方形みたいな形になるというところで、今北柏の北部のほう、そちらのほう土地の使い勝手がいいということが恐らくあったのかなというところがございます。

○本池 それは先ほどのあれでもわかったんですけども、やっぱり一番利用者の地の利を考えるのが一番だと思うんですよ。だから、逆にこれから高齢化がやっぱり進んでいく中で、今の現地のところはやっぱりバスで柏駅から来られる方は南部の人はないから、こっちにつくってくれという意見もあった中で一番利便性がよければ、利用者もふえると思うんですね。だから、そういう意味ではちょっともったいないなと私は思ったんですけども、そういう理由でどっちになるのか、6月の議会前に決めるということをおっしゃっていたんで、ぜひやっぱり利用者のことをこれから高齢化になるということも含めて、加味してくださいということしか今は言いようがないんですけども、よろしくおん願いをしたいと思ひます。

それから、40ページのこれ保育所等訪問支援事業ということで、キッズルームの関係で出ているんですけど、この保育園や、要するに障害をお持ちの方たちの障害児に対してのいろいろなケアをするということだと思うんですけども、専門的な支援を実施すると書いてあるんですね。ということは、専門員の方は何人ぐらいあれて、どういうふうにするのか、その辺をちょっと教えてください。

○こども発達センター所長 専門員ということで、専門職、何人か確保しています。

現在今年度についていえば、福祉指導員が1名中心になって活動しています。そのほかに例えば肢体不自由系の子供については理学療法士が、あるいは従前キッズルームを利用していた子供が保育園等に移っている場合もありますので、そういう子供については、キッズルームの職員がということで、現状としてはこども発達センターの中の専門職が対応するという形になります。今後事業の拡大ということも進めていかなきゃなりませんので、そういう人材の養成ということを今後進めていかなければならないなというふうに考えています。以上です。

○本池 そうすると、今現状として保育園や幼稚園に通うという、そういう障害児の子供たちって何人ぐらいいらっしゃるのかしら。

○こども発達センター所長 今年度保育園と訪問支援事業を利用している子供の数というのは、1月現在で21名になっています。来年度は倍増、40名に対応できる、そういう体制を組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

○本池 じゃ、ぜひそれはきちっと対応してあげていただきたいと思います。それから、先ほどの子供医療扶助なんですけれども、私も一言言いたいんですが、先ほど海老原さんがほとんどしっかり言っていたんですけど、やっぱり市長が去年までは全然やらないと言っていて、いきなり3月議会の前にみんなにファクスで流したということの、そのいきさつも含めてなんですけれども、柏市がこのことを本当に受けとめているのかなというのは、ちょっとすごい疑問に思う。どこからこういうふうになったのか。私は本会議でもちょっと言いましたけれども、本当にこれは議会でも請願で採択をみんな2回ぐらいしていましたし、それぞれ全会派からの要求だったんですよね。だから、やるということについてはすごくいいんですが、やっぱり8月1日からやる。じゃやっぱり所得制限は必要ないと思うんですが、私は。すべきじゃないと思うんですね。そこ、再度部長に言ってもしょうがないので、やっぱり今副市長が一番そういう意味では、ごめんなさい、ぜひそれは実現してほしいんです、まだ時間があるから。

○関口副市長 ちょっとお答えしようがないんですが、とりあえずまずこの所得制限でやらせていただきたいと思います。

○本池 じゃ、とりあえずということは一応8月1日から一応年度内だけやって、じゃ来年度はまた見直しするというのも前提に考えてよろしいんでしょうか。

○副市長 言葉のあれじゃなくて、8月から実施、この所得制限でやらせてもらいたいと、その先のことはまだちょっとこれからの問題だということでお願います。

○本池 別に海老原さんがそうだといいことじゃないんですけども、やっぱり双子を持っていらっしゃる人たち、それぞれ3人いたり、4人いたり、本当にそういう意味ではお子さんを持っていらっしゃる母親たちというのは本当に医療費というのはたとえ窓口負担だけでも大変なんです。やっぱり風邪、今みたいなインフルエンザになると、やっぱりみんな連動してばっとうつつちゃったりするわけ、それは子供だけじゃなくてもね。だから、そういう意味では本当に子育て支援をする、また若い皆さんが来てほしいという市長の政策から本当にこれだけは私は許せない



んですけど、ほど遠いと思うの。やっぱりそういう点では放射能の問題もそうですけれども、それこそホールボディカウンターを1年間つけていただきましたけれども、やっぱり甲状腺の関係も含めて、子供が安心して暮らせる、そういう市政にしていかなくちやいかぬと思うのですよ。そうすれば、おのずとお年寄りにも優しいまちづくりにつながっていくわけですよ。一番何も言えない子供たちに対してのやっぱりそういう支援というのが私はぜひ所得制限を設けるということを含めて、本当にいろんなところでしっかりと私はそこは議論していただいて、8月1日からやるんですから、まだ時間はあると思うんですね。だから、もう一回そこは市長とぜひ最終的な詰めがこれだけ議会でも言われているんですし、委員会でも言われたんだということを前提に、ぜひ議論だけでもしていただきたいということをお願いしておくんですが、いかがでしょう。

○関口副市長 お聞きしておきます。

○山田 それじゃ、各委員がそれぞれ、私も用意していたことはかなりの点で質問されましたので、整理を少し絞って、まず海老原委員からも出ましたけれども、田牧学校教育部長は四中出身で、教育長、四中の私のほうの卒業生も117名が全て進路決まると、これ私はもう本当に意気を感じて、感動して、卒業式帰ってきました。その考えは、また十分教育方針に生かしていただきたいと思います。

それでは、もうはしよります。概要の中に、概要の2ページ、重点的な取り組みの中で市立認可保育所5園とあり、具体的には41ページに拡大として、市立保育所整備費補助として約7億2,000万円が計上されていますが、これ5園ですから、5つの事業者でしょうか。また、ついでに新年度予算ですから、まだ未定な部分もあるでしょうから、現時点での5つの事業者の確定状況まで教えていただければありがたいですが。

○次長兼保育課長 議員御指摘のとおり、今アクションプランを作成しております。25、26年度の2カ年で10園というお約束しております。そのうち26年4月、この4月に開園する予定になっております部分が認定こども園1園を含んで、新設園が3、分園が2、その他駅前認証2園を認可保育園と、要は認可化にして、よりサービスの充実を図っております。委員御指摘のとおり、計画では27年4月開園予定の5園についても昨年11月に公募をかけ、5者応募のうち3事業所、運営能力のある3事業を選定しております。その後追加公募2園を今しております、2園の応募があり、3月、今月末選定委員会を開いて、選定をし、決定したいという状況になっております。以上でございます。

○山田 計画的に進んでいただきたいと思いますが、たしか認可保育園の新設は市街化区域に限定していると思うんですけれども、今後認可保育園としていい立地の物件がなかなか見つけづらくなっているんじゃないかと思うんですけれども、そういう将来的な対策とか検討か何かは指摘地の問題もありますけれども、検討されていますか。

○次長兼保育課長 今委員御指摘のとおり、ここ2年で10園の私立認可保育園を建

設しますので、当然柏市内、今現在でも私立認可保育園が21園ございますから、なかなか立地条件を探すと、園庭があって、一定の面積を確保するにはなかなか厳しい状況にはなっておるのは事実です。国のアクションプランにもあるように国有地を活用した方策が出ております。柏市も実は27年の春オープンする予定の土地の1カ所は国の、要は千葉財務事務所から照会のあった土地を法人とマッチングさせまして、できるかどうかということで、今採択に向けて頑張っているところです。1つについては、今後待機児童が、国基準が解消しても実保留者の解消に向けては今後も計画、子ども・子育て会議のニーズ調査を経て、またどれだけ計画するのかというのは決めていくつもりでございますが、新たな認可保育園をつくるにはやはりお父さん、お母さんの理想としては駅へ向かう動線上というのがやはり強い願望があると思いますので、より効果のある土地について確保していきたいと考えております。以上です。

○山田 非常に未来を担う体制環境整備をつくるというのは職員一同大変だと思います。条件がやっぱり速やかにこっちの思うとおりになかなか進まないところがあるんですけども。ただ走りで、それでは柏の子供の子育て、どうするかと、目玉でありますけれども、概要の1ページに、最初に「子育て環境の充実に重点化」とありますけれども、その辺、部長、柏のひとつ子供の安心というか、未来を担う点で、その重点化政策での意気込みとか何かというのは一言ありませんか。

○こども部長 とりあえず今市としての子育て支援関係の重要な課題については、今待機児童解消がありますので、それに向けてまず取り組んでおります。先ほど海老原委員からお叱りを受けましたけれども、子育て支援の関係については、やっぱり柏市独自のということで、目玉というのは現在余り持っていないものですので、今子ども・子育て会議の中で、その辺は十分に議論しておりますので、27年4月の新制度に向けて、やっぱり一遍には行けませんけども、一つ一つ積み上げていながら、柏市の子育てしやすいまちを目指していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○山田 本当に先に期待感が持てるというようなことで、ひとつ子育て支援のほうはよろしく願います。

それでは、続いて概要の39ページ、高齢者いきいきプラン策定、これでございますけれども、介護保険の改正があり、次期の高齢者いきいきプランはこれまでのプランと比べて、どのような点が変わっていくのでしょうか。

○高齢者支援課長 今回の国のほうの改正案の中での具体的な条文として、2025年、団塊の世代の方が75歳を迎える中長期のことを推計、今までは高齢者いきいきプランって3年計画だったんですけども、今回のいきいきプランについては、比較的中長期の視点から目標値だとか在宅のほうの、柏市でも進めている在宅の水準を上げるだとか、施設の整備の水準を決めていくとか、そういったような観点が入っております。そういった意味では、中長期的な視点からこれを推計あるいは目標水準を定めていくということが大きな、これまでと違った計画になるかなというふうに考

えております。以上です。

○山田 これ、いきいきプランなんで、本当に頑張ると。けども、少し高齢者になると、途端に体の体力が弱ってきちゃったり、いろいろな状況の変化であすは我が身かというふうに非常につらいような世の中で、そのときの対応ができないということがありますけれども、このいきいきプラン、市民に本当にやっぱり今から広く理解していただくということ、絶対必要あると思うんですけども、これの周知なんかはどう考えていますか。

○高齢者支援課長 この中長期の観点ということでは、例えば介護予防ということですね、認定率をなるべく上げないようにするということも含めて、やっぱり市民に周知、理解してもらって、市民がそういった活動に参加してもらう、あるいは生きがい就労だとか、先ほど言った地域の支え合いの支え手になっていただくとか、そういったこともより重要になってくると思っています。この計画策定においては、夏ごろに各地域でその時点での市の考え方だとか、地域の関係者の意見を聞く機会を設けたり、考えております。それから、策定した後については、できるだけ簡単なダイジェスト版みたいなものをつくって、地域での説明会に用いたりだとか、広報に折り込みなどでできるだけ知っていただいて、市民が本当にこのプランにのっとった活動をしてもらうような形にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○山田 本当にその支え合いのプランとかいろいろあるんですけども、下保健福祉部長にもお尋ねしていきたいんですけども、今いろんな概要、施策でNPOとかいろいろ民間の活力を仰ぐとか理解を求めるということですけども、自助、共助、公助にはそれぞれ限界があるのではないかと。それで、市のほうでも、これは私も生きがいと、それから介護とダブっちゃいますけれども、それぞれ施策が多少横断的というか、いろんな点が加味されてきちゃうわけで、以前一生懸命市が介護支援サポートでしたっけ、一生懸命啓蒙、啓発していますよね。こういう中でこの辺の理解をいただきながら、みんなでその活力ある、頑張るということに関しては非常に片っ方だけではだめですけども、その共助という点でも本当に難しい状態が出てきた。全部それを行政にかぶせろとは言わないですけども、やっぱり取っかかりはそういうところがあるんで、福祉部長として御見解を。

○保健福祉部長 先ほど課長からもいきいきプランの策定方針について、御答弁いたしましたけれども、非常に重要なのは国が今後の社会保障を持続するための法律をつくって、それをもとに医療や介護や年金や少子化などの法律を改正してという流れがございます。したがって、かなり具体的に10年後、20年後、国も施策として心配な材料を出していますので、我々としても行政はもとよりNPOや地域の方々、全ての事業者に対して、今後の高齢化社会、10年後、20年後の少し心配な状態などは正しくみんなで共有してもらって、それを前提にそれぞれが得意分野があるわけなんで、それら力を発揮していただくような仕組みを出していければなというふうに思っています。したがって、ある意味危機感を共有するということが次のいきい

きプランあるいは福祉全体の施策に重要なことになるかと思っておりますので、そこは丁寧な、いたずらに怖がらせるというよりはこちらもきちっと情報を提供しながら、正しい理解のもと一緒に考えてもらいながらというところで、まさに今後の自助、共助、公助の仕組みというのは、先ほども地域包括ケアシステムの御質問がございましたけども、国も本気でこれを動かさなきゃだめだということではかなり強力に出てきていますので、そういった具体的な施策の推進に合わせて、皆さんに御協力いただくところ、あるいは市が一生懸命やるところと、めり張りをつけて進めていければなというふうに思っております。

○山田 あと概要に沿って、施策のことで御質問します。実は、とうとうこういう状態になっちゃったんですけれども、私は21年にやっぱり第2回の定例会でも質問していることなんですけれども、芸術、文化、スポーツはする人たちにとっては施設整備などの環境を整える上で充実感を実感できることが見たり聞いたりする人たちにとってはいわゆるコンテンツがたくさんあって、それでそれを選択するチャンスがあることで、文化やスポーツが充実していると実感できると思っていますよね。その点、スポーツについては、柏レイソル、それからJOMOサンフラワーズなどの一流の好ゲームを見ることができて、感動を得ることができると、いわゆる前に質問したのはする文化、スポーツと見る文化、スポーツの兼ね合いでございますけれども、一方、芸術、文化ではまちじゅうのイベントがたくさんあって、それはそれでいいことでもありますけれども、音楽や芸術の世界ではなかなか柏市、チャンスが少ないのではないかと、この状況に関して、生涯部長、長年頑張っているんですけど、認識はどうですか。

○生涯学習部長 これは、今山田委員御指摘のように文化、芸術、それからスポーツというのはやっぱり見たり聞いたり、あるいはやったり、柏の場合はやっぱりやったりする部分については非常に市民活動支援ということでかなり充実していると思っています。その中で、やっぱり見る分野というのは今委員おっしゃったように、少し少ないのかなというふうに思っています。これは、やっぱり事業そのものがあるお金がかかたりしますので、どうしても民間のそういう事業者というのは東京都内でやるというようなことで、地理的に柏は少しそういうところで損しているのかなというふうに思います。かえって、地方都市のほうがそういうのを集中してできているというような面もあります。じゃ、こういうところで柏市はどういうふうに対応していくべきかというようなところですけども、いろんな面で活性化していくというようなのが一つの前提でしょうし、人がふえていくということもひとつ前提だと思います。そんな中で、どうしても私から見て必要なのはやっぱりそういうものをいっぱいやってほしいとか、そういうものがふえてほしいという市民の意思なのかなというふうに思っています。かつて、レイソルが柏に来ることになったとき、プロサッカーチームを誘致する会で、すごく盛り上がった市民運動ありましたけども、ああいった市民の意思が働いて、スポーツの分野に関しては、レイソルを見ることが非常に感動したり、勇気を持ったりと、そういうチャンスが

あります。ですから、文化、芸術面でもそういった市民の意思というものが働いてくれば良いなと思っています。市がやるべきことというのはそういうものが働いて、結びつくような環境を整えていくということだと思います。今回文化会館が改修することで、席の数は少なくなりますけれども、中身はよくなるのではないかと、そういった環境の整備なんかも必要だと思うんです。これも本会議でも申し上げましたけれども、あとは情報発信ですね。こういった面のいろんな情報発信、こういった点をしっかり市がやっていくということが必要だと思います。そういう意味で、市が支援していくというのが柏のスタイルのかなというふうに思っています。

○山田 今文化会館の問題も出ましたけれども、やっぱり市民の声を聞いたのか、それからあと中途半端にやるなとかいうようないろんな意見が出るとは思いますが、今回はいろんなプロセスでこの文化会館については、鏡のことはいろいろ議論されてきて、ソフトをとめなかったなということは、これはよかったなと思います。やっぱり満足度というか、やっぱり個人主義になって、なかなか満足度を充実するのは非常に難しい世代だと思いますけれども、文明を残すのか、やっぱり自分が生涯文化にいそしむか、こういうことが非常に大切な、ちょうど今これから日本は厳しい時代なんで、その辺をもう一回考えなきゃだめだと思うんですけども、最後に副市長、やっぱり今度予算がこれだけ頑張って、3.8%全体でふやしましたけれども、やっぱり全ての点でセーフティネット、やっぱり行政の役割と本当にこれから人材育成も職員の士気に非常に大きくかかわるわけで、その辺の今度の予算にかける意気込みをひとつお話しいただきたいと思っています。

○関口副市長 なかなか市長じゃないから、全ては言えるわけないんですが、特に今回の、先日の柏の通り魔事件、ああいった面で安全というものを改めて柏のまちの中で安心安全なまちづくりというのをやはり柱に持っていかなければならないと思います。その中で公共施設において、やはり耐震化の問題とか、できるものからやっていく、あるいは今まで防災関係を充実させるためにいろんな施策を打ってきたんですが、今回改めて感じたのは防犯というキーワードもやはり柏のまちが安全であるということをややはり市民の方が実感できるような、やはり施策を打っていかなければいけないのかなと。今回の1つの事件で柏のイメージというものが大分損なわれた感じがしますんで、それを払拭するためにも市民と連携しまして、安全なまちを自分たちが作り上げていくべきだろうと思います。あといろんな福祉とか教育とかいろいろ施策があるんですが、個々の施策の中でやはり着実に充実させていくという形が今柏のスタイルかなと。海老原委員からするとちょっと目立たないという御指摘もあるんですが、これが今までの柏のスタイルで、その中で何か柏市としての充実を今までアピールしてきたんじゃないのかなと思います。ただ、ひとつやはり、もし目玉があれば、もっと花が開くのかなという感じはいたしますが、それはその時代時代のやはり財政的な問題もございまして、この秋山市政が4年間やってきたというのは財政の健全化を図るためということで、財政運営をできるだけ経常収支比率を95%以内におさめるということで達成できましたんで、これからは

それを維持しながら、新たな施策を展開していくのがこれからの4年間だろうと思いますので、何とか私のほうも市長を支えながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中村 多くの委員が大分質問したので、時間もないですけど、1点だけちょっと聞いておこうと思います。概要の32ページです。小中学校教室不足解消事業ということで、小学校6校、それから中学校3校がここに掲載されております。その中で、私がいつも質問している手賀西小学校、それから風早北部小学校が載っているんですよ。手賀西小学校は、25年度に建設するものが、生徒がふえないということで、26年度になると思うんですが、風早北部小学校は25年度にも行いましたね。それで、隣の敷地、校地続きですけれども、隣の敷地を借りて、プレハブ建設しましたね。それで、またこれ26年度もプレハブをつくるんですか。

○学校施設課長 今回の風早北部小の増築といいますか、一応プレハブで考えていますが、これは配膳室です。教室数がふえたことに伴いまして、約10平米程度の配膳室をプレハブで建てる予定です。以上です。

○中村 それは、どこへ建てるんですか、今度は。

○学校施設課長 今の既存の配膳室の横のほうに今考えています。以上です。

○中村 どこでもあいていれば、そういうのつくりますけれども、ますますあの学校の校地面積というのは少なくなっちゃうんですよ。皆さん、そこで簡単に考えていますけど、元気な柏とか、安全・安心な柏とか、カシワニクルとか、タクシーの。それから、We Love Kashwaとかあっていって、柏へ人をたくさん呼ぶと言うけれども、今この地域は人口がどんどん、どんどんふえているんですよ。それで、旧沼南、ここは面積的には人口密度が少ないから、物すごく用地が広いんですよ。1戸当たりの面積にしたら相当の面積になるんですよ。そうすると、それだけあの地域はまだこれから開発できるというところなんです。40戸連檐なんかなくせば、それは別ですけど、今40戸連檐があるんですから。あれだとか優良田園構想をやらなかったら、旧沼南地区はどんどん、どんどん寂れていっちゃうんですね。これずっと続けてもらいたいと思うんですけど、この学校だって安心、安全じゃないですよ、これ。教育環境というのは本当にいい柏だって宣伝するんなら、どこにいてもやはり同じ教育が受けられる、同じ体力をつくるためのグラウンドもなくちゃいけない。今度のプレハブ行って見た人、この中だって少ないでしょう。プレハブには渡り廊下があるだけで、わずか4メートルか5メートルの幅しかないんじゃないですか、隣の敷地に行くのに。そういう状況なんです。それで、免許取り立ての人は来賓駐車場は入れません。大きい車で行ったら、ぶつかっちゃいます。今のところ、ぶつからないから、うまい人だけ入っているのかわかりませんが、私なんか運転が下手だから、あそこじゃとてもじゃないけど、入っていかれないですよ、そういう状況。木だってせつかく大きくなれば、全部切り倒して、あとは途中から枝をおろして、校庭の脇の樹木は幾らかは邪魔になるものは切って、あとは場所狭しと植えかえたでしょう。やっぱりあの校庭も夏は涼しく、冬は暖かくという

と大体落葉樹が植えてあるんですよ、桜だとか、そういうものが。そうすると、夏はそれで涼しいんですよ。冬は、逆に落葉樹だから、落ちますから、校庭をいっぱいにお日様が照らしてくれるんですよ。よくできているんですよ。それが全部ないのが今の風早北部小学校なんですよ、風早北部小学校。何回か一般質問、代表質問しましたけれども、風早北部小学校はほかに移転する気はありませんと、こういうことを言っているんですよ。私も幾らか覚えが違っているところがあるかもしれませんが、手賀の杜ができたときは沼南の議会は2つに割れたんです。手賀の丘へ小学校をつくりなさいと、そういう1つね。1つは、風早北部小学校に学区を変更してくださいと。あの学区は手賀西小学校なんですよ。風早北部小学校じゃなかったんですよ。でも、あそこの、やはり関係の議員だとか業者に押されちゃったんですよ。それで、わずかの差で風早北部小学校の、行く学区を認めようとやったんですよ。合併するとき、議会は5人が合併反対の人がいましたね。その人は、全部あそこに学校をつくりなさいというのが意見だったですよ。だけど、あそこはやっぱりいろんな交渉をされて、頭越しに全部やられちゃったもので、北部小学校に学区変更したんですよ。そういう場所ですから、もう少し考えてもらわないと。

それからもう一つ、あの近所の商店、今どんどん、どんどん閉鎖しています。そのうちシャッター街になるでしょう。この商店も人も言っているんですよ。先ほど沼南公民館の話も出ましたね。ああいうものはあそこへ持ってきてもらえば、商店の人は活気がつくと言うんですよ。子供が今交通事故、いつ起きるかわからない、危ない状態で子供ルームへ行ったり、登下校していますよね。それだと、商店に入る人はほとんどいないんですよ。近隣センターなんかつくと、そこには大人が寄ってきます。帰りにちょっと商店見て、例えばおそば1杯食べようとか、いろんな問題が生ずるんですよ。あの商店の近所で聞いたら、みんなそういうことを言っているんですよ。ここに学校があるから、困るんだと。

それと、もう一つはあの広い学区で一番南にあるんですよ。南側には本当の道路の縁に大井のところは一律ずっとあるだけなんですよ。あとは、全部大津ヶ丘一小なんですよ。こういう状況をきちんと見たら、やっぱり教育委員会だって、教育長初め、市長と交渉して、これが本当にいいのか、そのようにやってくださいと言うんですよ。これは、いつもあそこにつくる関係は、建設予定はありません、北部小学校もほかへ動かす気はありませんって、その答えわかっていますよ。それが本当の教育委員会なんですか。教育の公平というのはどこへ行っちゃうんですか。これを考えなくて、教育委員会要らないと思いますよ。首長の考え一つだ。だから、文部科学省あたりで、今度の教育委員会変えようかなんて出てきちゃうんですよ。もっとやっぱり積極的に進んでいかなければ、こういうことをやらなくて、いつになったらやるんですか。

沼南公民館もあのまんまやっぱりするのがいいんですよ、さっき本池さんが言ったように。あそこは近隣センターとしては向いていないと、私は思うんですよ。というのは、今までの利用者が非常に多くなっている。これを考えると、その人たち

をあんた、今度は近隣センターになったから、大丈夫だ、アミューゼ型で幾らでも同じくやれるからって、できるわけないでしょう。近隣センターとしての部屋割りもとらなくちゃならないですよ。あれを建てかえて、高層化するんですか。しなかったら、あのままでやったら、もう今文化活動をやっている人たちは狭まっていくんですよ、活動場所は。これで、のうのうと言っているんだから、私、本当に安心、安全ばかりじゃなくて、公平な柏市考えていないんじゃないですかね。この辺について、やはり教育委員会ではもっと真剣に考えて、何のために、432ページか、学区適正配置事業なんて、7,000円、これは何も事業やらないから、7,000円で、目の項目を抜かしたくないから、ついているんでしょう。

そのように学区審議会、学区審議会も今から四、五年前にありましたね。北部小学校の学区を変えるって。今でも南の外れにあるのが一番北の外れが一番遠いんですよ、これは。その遠いところの人をさらに遠い、大津ヶ丘一小に持っていこう、こういう学区の変更を出してきたんですよ。それで、大井区の人が、区長を挙げて、えらい反対があって、毎日2人ぐらいずつで列をつくって、教育長に面会しようとして、どこへも出さないぐらいにあそこで面会をする気があると、そこまで言ったんですよ。そういうことがあるのに、この学校に関係ない人が子供たちに聞けば、いや、この学校で十分だと子供が言っていますなんて言うけど、親たちはそんなもんじゃないですよ。野球一つできない学校ですから、お昼休みにドッジボールなんかやったら怒られちゃうでしょう。できない学校なんですよ。やっぱりもう少し、これは考えてもらわなくちゃ。今の沼南公民館もそうですけど、この北部小学校、手賀西小学校、これも考えないと、手賀西は学区でそのほか柏第一小学校、これも考えないといけないところなんですよ。一時的にそれをクリアすれば、あとはそれでいいんだなんていうのはおかしいと思いますよ。それで、平成30年になれば、手賀の丘はゼロ歳児がほとんどいなくなるとか、そんなのはわかるわけないでしょう。これからまだまだあの地域は市街化ですから、まだまだ住宅販売できるんですよ、土地が。考えてくださいよ。団地で一遍にできて、これ以上できませんというところじゃないんですよ。その辺、答弁してください。

○委員長 教育長がいいですか、それとも副市長が。

○中村 教育長でも副市長でも結構です。一般の人じゃちょっとかわいそうだもんね。

○委員長 副市長、答弁、全般的に。

○副市長 教育の環境はよくしていきたいという気持ちはあります。ただ、ちょっと今の学校の新設とかなんとかというのはちょっと何ともこの場では言えません。

○教育長 風早北部小学校のことだけではなくて、柏市内全体、児童生徒数のアンバランス、学校の規模のアンバランスというのは顕著になっているというふうに十分認識しています。これを解決するには学区の変更ももちろん、統廃合も含めた、大きな見直しをせざるを得ないというふうに思います。部分的に仮設校舎を建ててしのぐという1つの方法ともう一方で全体を見直すという方向性は少なくとも内部



検討はもう始めなければならない時期だというふうに認識していますので、審議会等を設置して審議するというよりもまず役所の内部で教育委員会の担当部署でそういった懸案について十分検討してみたいと。風早北部小学校だけじゃなくて、全体をよく見るということを考えていきたいと思います。

○中村 今言ったように、これからまだまだ住宅が建ちそうなところなんです。ですから、やはりあの辺を考えて、手賀の杜につくるとは言いません。ただ、学区の中心に持っていけば、どこから行くにも距離的にみんな楽になるんですよ。まだ学区の中心だってみんな調整区域ですから、柏の葉のあの地域を購入するとか、今度の市立病院もそうですよ。わざわざ高いあんな北部がいいなんて言ったから、あそこへ持っていくといたら、えらい金ですよ、用地購入だけだって。私なんか、今のところでもいいし、北柏でももっと交通の便がいいから、いいと思いますよ。そういうことを踏まえたら、おかしなところがいっぱいあるんですよ。もっとほかで節約して、そういう学校も公平に、どこの学校へ行ってもある程度教育環境はそう変わらないと。そのためには今言ったような学区変更だってやむを得ないと思うんです。ただ、さっき言ったように、今でも2キロも3キロ離れたところがさらにもう2キロも遠くへ行くなんて、そんな学区の割り振り、頭のおかしい人がやったと私は思いますよ。聞いた私が頭悪いんだか、どっちだかわかりませんが、そういうふうに思うんですよ。この辺踏まえて、十分検討してくださいよ。私も高齢者いきいきプランのほうを策定してもらえば、もっと元気になりますから。どんどんやってくださいよ。逆に、教育委員会は児童生徒のいきいきプランでも組んで、教育環境をもっと整備してくださいよ。それをお願いして終わります、時間もないですから。

○委員長 ほかによろしいですか。——なければ質疑を終結いたします。

---

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、議案第29号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第33号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第34号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第36号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第37号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第39号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係のない執行部の方は退席をされて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 それでは、次に請願を審査いたします。

まず、請願第1区分、今期定例会で受理した請願46号、柏市老人福祉センターの利用料の有料化の撤回につきましては、先ほど議案第10号が否決すべきものと決しましたので、採択とみなします。

---

○委員長 次に、請願第2区分、継続審査中の請願28号、みくに幼稚園園児の教育環境保全対策についての主旨7を一括して議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○平野 これは、もうずっと継続で来たんですけども、今回の市長選挙、それから今回の市長の施政方針を見ましても子供のためのまち柏と打ち出していて、今回の予算でも子育て環境の充実と子育て支援、学習環境の充実を図るって、ここまで子供のためのまち柏って言いながら、子育て支援に重視するって言いながら、そういう市政の重点がそこに来たわけで、この請願の主旨を継続審査にしたり、不採択にしたりということはもうやめて、採択したらどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ぜひ皆さんに賛同いただいて、そういう方向で権利条約について検討してくださいですから、検討を始めればいいわけですから、採択していただきたいということを訴えたいと思います。

○山田 子供の権利の条例についてですから、検討してくださいと出ていますので、これは本当に真摯に受けとめていまして、うちの会派としてはそのまま継続にして検討してくれということでございます。ですから、委員長、最初継続を図っていただきたい。

○委員長 質問はいいですか。——それでは、質疑がなければ、終結をいたします。

これより採決をいたします。

---

○委員長 まず、継続の申し出がございましたので、継続についてお諮りをいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決しました。

---

以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。ご苦労さまでした。（「ちょっと委員長、ちょっと発言、その他のことで発言願います」と呼ぶ者あり）その他のことで。一回、でも帰しちゃっていいの。（「いるとき」と呼ぶ者あり）いるときに。じゃ、あれですね、手短に。

○平野 この間のあけぼのでの殺人事件に関連してですが、テレビ等では小学校の送り迎えといいますか、集団下校だとかあるいは機動隊員が50人、市内の小学校などに配置されたということ言われていたんですが、私のほうにもあけぼの保育園、現場のすぐ近くなわけなんですけれども、非常に暗いところで、テレビでも柏市が暗い、暗いとテレビで言われていて、やっぱり街灯つけなきゃいけないんだというふうに思いましたけれども、保育園はあのときに非常に皆さん不安に思ったそうなんですけれども、警察への警備の配置だとかそういう要請はしなかったんでしょうか。

○次長兼保育課長 当日の対応としては、園と連絡を密接にとっております。当然早朝から職員も出ていましたが、当日夜暗くなったときに、やはり暗いというイメージありますので、保育課の男性職員が、保育園そのものが女性職員多いですから、多いんですが、男性職員を派遣して、当然門扉の前に立たせたということがありますが、当然私のところにFAQで、市長へのメールですが、やはり小学校の門扉には立っている、警察官が立っていました。何で保育園、幼稚園にはいないんですかという問いがありました。それを受けて、きのうですか、庁内で子ども安全会議というのがありまして、教育委員会、こども部、あと公園、あらゆるセクションが入っているんですが、そこで緊急反省会をやって、その中に柏警察の担当者も入っていますので、私のほうからその文面を読み上げて、お父さん、お母さん方、こういう不安の気持ちがあるので、もし次の防犯のときには幼稚園、保育園等にも、もし、

マンパワーの問題もあるかもしれませんが、できるだけ配慮願いたいという要望は出してあります。以上です。

○平野 小中学校ももちろんそうですけど、保育園の場合は早朝から7時まで、6時から7時までですか、子供を預かっていて、7時ってもう、今も7時ですけども、真っ暗な中で、「7時から7時」と呼ぶ者あり）7時から7時でしたっけ、真っ暗い中で非常に怖い思いをしたということですので、十分にその辺今後の対応を考えていただきたいというふうに思いましたので、発言させてもらいました。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等について、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。（「委員長、希望があります」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○委員長 よく報告は受けるんですけど、閉会中の委員会で報告は受けるんですけど、いろんなどころ、今度見に行きたいなと思って、先ほどありました動物愛護センターだったりとか、いろいろあると思うんです。そういうのもうちちょっと今度活動に加えていただけたらなと思います。

○委員長 わかりました。

○平野 学校のエアコンのことが議論になっているんですけど、実際に学校の夏場に委員会として、教室体験に行きましょうよ。（私語する者あり）はい、承りました。

○海老原 それと、何も準備していないんですけど、先ほど子供医療費助成なんですけど、前回皆さんで完全無料化というのを全会一致で採択したんですね。それで、こういう所得制限というのはおかしいと思いませんか。百歩譲って、例えば小学校6年生まで所得制限なしで、中学3年生は所得制限ありとか、あるいは小学校6年生までを今回段階的に助成するというんだったら、中学生になれば、そんなに病氣しないので、小学生まで確保されていれば、かなり子育て支援としては効果あると思うんですよ。それで、ちょっと委員会で附帯決議ということを考えていかれませ

んか。(私語する者あり) いや、これからちょっと難しいけど、最終日まで。

○本池 だから、そうしたら逆に前に2回採択していると思うの。それ、ちょっと調べておいてもらって、中身、単なる無料化だけであれしている。ちょっとそれを1回するとして。

○海老原 財源、その所得制限を設けると4,200万、柏市の負担が軽減されるんですよ、中学校3年生まで。小学校6年生になるともっと少ないと思うんですけど、どうしても財源がないというんだったら、市長以下、議員を含めて、特別職が10%カットでやればいいじゃないですか。

○委員長 それを、じゃどうするか。協議するか。(私語する者あり) 改めてまた日を設定して……

○山田 うちのほうは十分、それはもう前から協議した上での話だもんでね。

○海老原 時間を置くとしたら、6月議会の前に……(私語する者あり)

○委員長 閉会中の審査のときにその話も載せるのと資料を出してもらおうとね。途中で何かまた追加があるんなら私に言ってもらえれば。あとはいいですか。——はい、承りました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対して委員派遣承認要求を行うこととして、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

先例によって、期間は2泊3日以内とし、予算は1人当たり11万円以内と決まります。日程について。何日から何日ぐらいというところだけ決まれば。あとできればどこに行きたいかも、もしありましたら。

〔協議〕

○委員長 それでは、14、15、16という案が出ていますが。(私語する者あり) じゃ、14、15、16、第1希望の、第2が7、8、9ぐらいでいいですか。もしくは第1希望でもいいですか、7、8、9で。(私語する者あり) じゃ、この辺を目安にトライしてもらいますので。視察項目及び視察地については正副委員長に御一任をいただきました。詳細は、後日御連絡いたします。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 6時57分閉会